

5. 各国の民営化の状況

5-1. 先進国

民営化は先進国の一部で始まり、やや遅れて途上国に拡大した。民営化の潮流の背景には他国の経験を自国に生かす傾向があり、各国の状況を理解することが必要である。

民営化の先駆けは英国で、サッチャー政権は多くの公営企業を民営化し、他方で免許制度、株式の部分的な維持、規制機関など規制の枠組みに新たな工夫もこらしている。米国では公営企業の割合がもともと小さく民営導入は規制緩和で進められた。レーガン政権期に規制緩和は他国の先駆けとなった。

日本の民営化は第二臨調の答申に始まり、87年までに三公社が民営化され、さらに日本航空や沖縄電力が民営化された。またフランスでは公営企業が多く、国家が大きな経済部門を持つが、今後はシラク政権の下で民営化が進められる可能性が高い。旧西ドイツでは、コール政権の下で民営化が進められたが、野党と労働組合の反対により大きな前進はなかったが、旧東ドイツでは統一後、急速に民営化が進められている。

(1) 日本

(ア) 民営化のプロセス

日本の民営化は1981年発足の臨時行政調査会（いわゆる第二臨調/ 会長土光敏夫）の答申にもとづき開始された。民営化を含む行政改革を進めた背景には、オイルショック以後の経済低成長と財政赤字の増大がある。これに対処するため、78年以降政府は行政改革計画を策定してきた。しかし単年度の改革では対応しきれず、総合的・長期的視点から改革するため第二臨調が設置された。¹⁴¹

表7 日本の民営化

←	公営企業	→ ←	民間企業	→
国の直営	特殊法人 ----- 公社・公団・公庫など	特殊会社	規制産業 ----- 強い規制 弱い規制	その他の 産業

アルコール専売 → 新エネルギー機構(1982)

電気通信省 → 電電公社(1952) → NTT(1985)
 専売局 → 専売公社(1949) → 日本たばこ(1985)
 国鉄 → 国鉄(1949) → JR各社(1987)

日本航空 → 日本航空(1987)

沖縄電力 → 沖縄電力(1988)

第二臨調は1982年に電電公社・専売公社・国鉄の三公社の民営化を目玉とする答申を

¹⁴¹ 松原聡「民営化と規制緩和 転換期の公共政策」日本評論社、1991、pp. 77-101

出し、この後に第一次行革審（83～86年/ 会長土光敏夫）が中曽根内閣のもどで作られ、三公社は民営化によりNTT(1985)、日本たばこ(1985)、JR各社(1987)の特殊会社となった。

さらに第二次行革審（87～90年/ 会長大槻文平）が特殊会社であった日本航空（JAL）と沖縄電力の民営化をすすめ、完全な民間企業に移した。その後は第三次行革審（90～93年/ 会長鈴木永二）が設置された。近年は規制緩和がテーマとなり、細川首相の私的諮問機関であった経済改革研究会（座長/ 平岩外四）の答申を受け、政府は規制緩和推進五ヵ年計画を1995年3月に発表した。（前頁表7参照）¹²²

（イ）企業の形態

a. 政府現業

日本の公営企業を形態で分けると、まず国の直営の現業¹²³（郵政事業など）がある。この政府現業は、国から法人として独立していない。

b. 特殊法人

現業より企業性ある独立の法人として、さまざまな名称で特殊法人が存在する。特殊法人は、100%政府が出資した公社・公団・公庫などと、公的部門と民間が共同出資している特殊会社の二種類に分類される。

公社・公団・公庫などは、企業として政府から独立してはいるものの、100%政府の出資を受け、また法的に政府の強い影響下にある。¹²⁴

特殊会社は、公営企業の形態のいくつかのバリエーションの中でも、株式会社

表8 現在の日本の企業形態

← 公営企業	特殊法人		民間企業		→
	国 の 直 営 (政 府 現 業)	公 社 ・ 公 団 ・ 公 庫 な ど	特 殊 会 社	規 制 産 業	
郵政事業 国有林野事業 大蔵省印刷局 大蔵省造幣局	日本開発銀行 日本輸出入銀行 日本道路公団 農用地開発公団 水資源開発公団 住宅都市整備公団 など	NTT 日本たばこ JR各社 電源開発 など	強い規制 日本航空 沖縄電力 など [運輸/通信 /電力/ガス/ 金融/保険]	弱い規制 [流通 /建設/ 農業]	

..... 民営化の方向▶

¹²² 表7および8は、松原聡 前掲書、1991、p. 65 およびp.84をもとに加筆し作成。

¹²³ 旧五現業は1982年にアルコール専売が国の事業から、より独立性のある特殊法人に変わり、新エネルギー総合開発機構となり、四現業になった。

¹²⁴ 三公社は戦後に占領政策の一環として、英国をモデルに国の直営から公社化された。

という私企業の形態を持ち、最も民間企業に近い。民営化したNTT、日本たばこ、JR各社は、公社から特殊会社になった。したがって三公社は完全に民間所有になったわけではなく、所有権の一部を民間に移したのである。

c. 民間企業

民間企業には、公益性が大きいために強い規制を受ける産業と、公益性が小さく規制の弱い産業（さらにほとんど規制を受けないその他の産業）が存在する。単純化すれば、民営化は企業形態の表8の左から右への動きと理解できる。

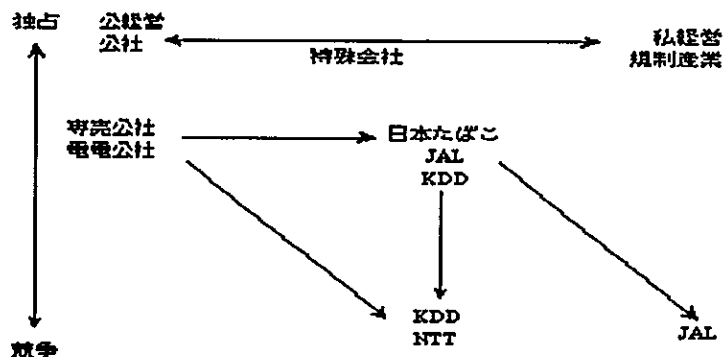
[かこみ4] 民営化と競争の導入

民営化の主要な目的は企業による事業の効率の向上であり、競争の導入はその最も有力な手段である。しかし民営化に競争導入がともなう場合と、そうでない場合がある。日本での民営化を経営形態の変化だけでなく、競争の導入からみてもみる。例として専売公社・電電公社・日本航空（JAL）・KDDを調べると-----。

- (ア) 専売公社は、特殊会社（日本たばこ）に経営形態を変えた。しかしたばこ製造の独占は維持したので、製造面での民営化にともなう競争の導入はなかった。
- (イ) 電電公社は、特殊会社のNTTとなり、また民営化とともに競争が導入された。
- (ウ) 日本航空は、1987年に私企業に民営化された。また、価格規制や参入規制を受けているものの、競争の導入があった。
- (エ) KDDには経営形態に変更はなく（特殊会社のまま）、事業法の規制緩和により競争の導入があった。

民営化により経営形態が変化し、企業の自律性が増し、事業の効率が高まる可能性はある。しかし効率向上のより重要な要因は、経営形態の変化よりも競争が導入されるかどうかである。民営化の結果として競争の導入があるかを、ポイントとして確認する必要がある。

図3 民営化による経営形態の変化と競争の導入の関係



出所：松原聡 前掲書、1991 pp.84 (図も含む)

(2) 米国

(ア) 規制緩和の始まり

米国では、欧州や日本に較べ公営企業が経済に占める割合がもともと小さかった。このため民活導入は民営化でなく、規制緩和が進められた。1970年代後半に規制緩和の動きが始まり、80年代レーガン政権期に規制緩和は政策の基本的な方向となった。米国の規制の緩和は他国に先駆け、早い時期に開始された。推計によれば、米国で全面的に規制を受けている産業は国民総生産の17% (77年) から6.6% (88年) に減少し、航空・トラック輸送・鉄道・通信・天然ガスの分野で大きな経済的な利益をあげた。¹⁴⁵

(イ) 米国規制緩和の背景

米国では製造業はもちろん、インフラストラクチャー事業の多くが民間企業により運営され、政府の役割は公営企業の運営ではなく、公共的な観点から価格・保健・安全・環境に対して規制を加えることだと一般に考えられていた。1970年代前半までは物価の上昇を抑えるため価格規制が強まり、その他の規制もむしろ強化される傾向にあった。規制緩和は1970年代後半に始まり、それには次のような背景があった。¹⁴⁶

- a. 1970年代には米国経済の停滞と産業競争力の後退が指摘されるようになり、規制がその要因の一つにあげられた。規制の多くは行政と産業の癒着を生むが、実質的な効果は少なく、また価格規制と参入規制は経済活動を阻害しているという見方が広がった。
- b. 技術革新により通信・電力などのネットワーク型産業や公益事業へ民間企業の新規参入が可能になり、規制緩和による競争導入が求められた。
- c. レーガン政権は減税する一方で軍事支出を増やし、財政赤字に苦しんだ。規制は官僚機構を膨張させ行政コストの増大させているとみなされ、規制緩和が、財政改善に役立つと考えられた。
- d. 経済的には新自由主義、政治的には強い国家を追求する新保守主義が国民の支持を受けるようになり、レーガンおよびブッシュ大統領がその流れの中で誕生した。新自由主義は、市場経済の機能に強い信頼を置く経済学派の影響を受け、規制緩和により市場機能が強化されると信じる傾向があった。¹⁴⁷

¹⁴⁵ Viscusi, Vernon, and Harrington 1992; Winston 1993 in 世界銀行、1994、前掲書 p.58

¹⁴⁶ 山本哲三、前掲書、1994、pp.43-46

¹⁴⁷ こうした政策の傾向にはマネタリズム（貨幣量をコントロールする金融政策を重視する学派）や、サプライサイド・エコノミクス（民間企業の投資活動など経済の供給面を重視する学派）があり、規制緩和を促進した。規制緩和は、第二次世界大戦後に定着した、ニューディール型福祉国家とケインジアン的な経済運営への挑戦であった。

(ウ) インフラ事業の規制緩和

規制緩和は、まず1978年航空業界で始まり、さらにその他の運輸・金融・通信・エネルギーの分野へと拡大した。インフラ事業での、主な規制緩和の例は下記のとおり。

a. 電力

米国では、日本と比べ小規模の事業者が多く、全国で3,000を越える事業者が、多様な経営形態（私営250・協同組合1,000・公営2,000・国営10）で存在している。²⁸⁸

規制緩和は、発電市場の自由化を中心にすすんでいる。その結果として、民間の独立系発電業者（IPP）の許可と認定業者（QF/ Qualifying Facilities）と呼ばれる小規模発電からの電力購入の義務づけが促進された。こうした電力の卸売り市場を活発にする目的で、新規事業者が既存の送電線網を利用できるようにするために、送電線へのアクセスを容易にする措置がとられた。

b. 電気通信

電気通信の分野では、民間企業であるAT&Tが、独占的な事業を行っていたが、競争導入のための規制改革が実施された。政府の反トラスト局は、AT&Tが独占的な長距離電話サービスで競争が起こるようにし、また地方電話サービスで独占力を持つ、ベル系小会社の分割を促した(84年に分割)。

c. 航空・鉄道・バス

米国の航空産業の規制緩和（1978年の航空会社規制緩和法による）は、海外の規制緩和の先導役を果たし、またその内容が徹底したものであったので米国の他の産業の規制緩和にも与えた。同法は路線参入、運賃設定などの経済的規制を完全に自由化し、その結果として80年代の半ばまで業界への参入が相次ぎ運賃が低下した。しかしその後は、大手航空会社による寡占化の傾向が進んでおり、寡占化の競争への影響が懸念されている。²⁸⁹

鉄道部門には、旅客輸送を担当する鉄道旅客輸送公社（Amtrak）と貨物を担当する統合鉄道公社（Conrail）が存在する。政府は、自動車輸送の伸展によって衰退しつつあった鉄道事業を救済するため、1980年のスタガース法で運賃規制をかなり緩和した。²⁹⁰

また1982年バス規制改革法を制定し、都市間バス事業での運賃や参入・退出に関する規制を大幅に緩和した。

²⁸⁸ 井手秀樹、森本直久「日本と主要国の電力産業の概要」植草益他編、前掲書 1993 pp. 36-45

²⁸⁹ 山内弘隆「交通の産業組織」植草益、林敏彦、堀内昭義編、前掲書、1993、pp. 163-172

²⁹⁰ 同上書、pp.40-41

(3) 英国

(ア) 先駆的で大規模な民営化

英国は公営企業の民営化で先駆的な役割を果たした。1979年にサッチャーが政権について以来、基本的な経済政策の方向として、大規模な民営化と規制緩和が実施されてきた。サッチャー首相は経営の悪化している国営企業の再建のために、市場原理を導入し、市場に経営を監督させることを考えた。

この背景には、英国経済の行き詰まり（低い経済成長率・高い失業率・大きな財政赤字）と政府による市場に対する大きな規制と多数の公営企業の存在があった。²¹¹ サッチャー政権には、民営化の青写真が最初から準備されていたわけではないが、民営化をすすめていく中で経験的に学び、その手法を進化させたいった。

同政権によって、製造業（自動車・エレクトロニクス・航空機器・製糖）、資源（石油）、運輸（陸運・港湾・航空）、その他インフラストラクチャー等の分野で公営企業が次々と民営化されていった。²¹²

(イ) 経済インフラストラクチャー

英国の民営化の特徴は、インフラストラクチャー部門での、大胆な規制緩和と民間資本の導入である。

通信事業の民営化・規制緩和は、成功例としてあげられる。英国では電気通信事業は郵便事業とともに郵便電気通信省のもとで国営企業として生まれ、1969年に郵電公社へと公社化されていた。これを、81年に郵便と電気通信に分離してブリティッシュ・テレコム（BT）が誕生した。

民営化の評価が低いものにバス事業がある。85年の運輸法により、それまで公営企業や規制の多かった英国のバス事業において参入規制が解かれ、激しい競争が導入された。しかし料金・サービスの面で著しい改善はなく、寡占化の傾向が現れている。²¹³

電力事業は1989年の電気事業法により、民営化されつつある。電気事業法が完全に実施された場合、発電・配電両面で全面的な競争が認められる。中央発電局（CEGB）は4つの独立会社に分割され、そのうち3社が発電会社になる。その他の企業もライセンスを得て発電を行い、発電価格は規制されない。規制機関は発電会社間の競争を促進する責任を持つ。ただし、原子力発電施設を管理する発電会社は、例外として公的所有を続けている。²¹⁴

この他、エネルギー部門では、1986年にブリティッシュ・ガス公社が民営化され、航

²¹¹ 英国の公営企業の中には、製造業（自動車のロールスロイス、英国鉄鋼会社、British Sugar Corp. 等）、資源（ブリティッシュ・ペトロリアム等）、陸運（英国航空、ナショナル・フレイト・コープ）等の多様な企業が含まれる。

²¹² 松原聡『民営化と規制緩和 転換期の公共政策』日本評論社、1991、pp.106-109

²¹³ 山本哲三『市場か政府かー21世紀の資本主義への展望』日本経済評論社、1994、pp.351-352

²¹⁴ OECD編『規制緩和と民営化』東洋経済新報社、1993、pp.75-76

空部門では英国航空および英国空港公社が、1987年に民営化された。

英国のインフラストラクチャー部門の民営化は、世界でも最も広範に実施されており、水道事業（89年に10公社の株式を売却）にまで及んでいる。²¹⁵ さらに郵便事業についても民営化の検討がなされた。

（ウ）規制の改革

英国の民営化では、政府が規制を緩和する一方で規制の枠組み作りに、様々な工夫をこらしていることが注目される。民営化した企業に対する、政府による免許制度、株式の部分的な維持、規制機関の新たな設立が、そうした工夫である。以下、通信事業にその例をみてみる。

a. 免許制度

通信事業の民営化では、ブリティッシュ・テレコム（BT）の民営化の翌年にマーキュリー社の事業参入を政府は認めた。しかし、それ以上の新規参入は1990年まで認可しない方針を取った。英国政府は、マーキュリー社を育成するために、競争は段階的に導入する措置が必要と考えたのである。

b. 黄金株

黄金株は、英国の民営化の過程で政府が民営化された企業への影響力を維持するために考案された。当初は外資系企業の株式取得を防ぐ目的もあった。²¹⁶

英国政府が黄金株を持つことによってブリティッシュ・テレコムは、「定款の特定の条項に係わる改正、除去、変更について、また各種の株式発行等について国務大臣の文書による同意が必要」になる。²¹⁷

c. 規制機関

英国政府は民営化と同時に、規制機関を設立し、民営化された事業の運営を規制している。電力、通信、ガス、水道事業の民営化に伴い、規制機関としてそれぞれ、オファー（OFFER）オフテル（OFTEL）²¹⁸、オフガス（OFGAS）、オフワット（OFWAT）、が作られた。

²¹⁵ 英国の水管理公社は、地域の全ての水環境を管理・運営することになっていた。これには水供給、下・排水処理、環境規制の他アウトドアライフなどのアメニティ・サービスまでが含まれていた。1989年の新水道法は、公社の事業のうちの規制・監督業務を分離し、専門的な規制機関を作った。水質規制等は全国河川公社（NRA）に、料金等の経済規制はオフワット（OFWAT）に移された。

²¹⁶ 野村宗訓「民営化政策と市場経済—イギリスにおける競争促進と政府介入—」税務経理協会、1992 pp. 163-180

²¹⁷ 佐中忠司「英国における『民営化』の諸問題」公益事業学会編「現代公益事業の規制と競争」電力新報社、1989、p.269

²¹⁸ OFFER、OFTEL、OFGAS は、それぞれ Office of Electricity Regulation, Office of Telecommunications, Office of Gas Supply の略

【かこみ5】 英国型の独立規制機関

民営化と同時に、新たな規制機関を設立し、民営化された事業の運営を規制する方法が、徐々に採用されている。

英国政府は、通信、ガス、水道事業の民営化に伴い独立の規制機関としてそれぞれ、オフテル (OFTEL)、オフガス (OFGAS)、オフワット (OFWAT) を設立した。これらの規制機関には、当初は十分に機能していないという批判もあったが、現在は下記のように被規制企業に対して、競争と公益の維持に努め、国民の信頼を得るようになってきている。

- | | | |
|--------------|---|-------------------|
| a. オフテル | 対 | ブリティッシュ・テレコム (BT) |
| b. オフガス | 対 | ブリティッシュ・ガス (BG) |
| c. オフワット・NRA | 対 | 10水道会社 |

上記のうちオフテルの役割をみると、その権限は電気通信法 (1984)、競争法 (1980)、公正取引法 (1973) で定められ、また事業を認可された企業の免許に記載されている。オフテルの主要な業務は、支配的な企業のBTに対し、その免許に記載された条件を実行させることにある。こうした独立の規制機関を設立する動きは、他の欧州諸国や一部の途上国にも広がっている。

英国のオフテルをモデルとして作られた規制機関にマレーシア電気通信総局 (JTM) がある。しかしJTMは、政治的干渉を排除した第三者機関になりきれず、政治家と政府からの干渉が問題となっている。JTMの財政・技術的能力は十分でなく、権限も明確でない。免許の付与や事業活動の規制は実質的に、今もエネルギー郵電省の権限になっている。アルゼンティンでも同様の独立の規制機関を政府は設立したが、幹部ポストが特定の権利集団と政治的につながっており、また専門的な技術水準が低いという問題が指摘されている。

独立の規制機関が機能するためには、規制機関と政府 (担当省庁) との役割分担を明確にし、人的・財政的リソースを確保し、規制が行えるような体制を整えることが必要である。開発途上国でこうした体制を整えることは必要であるが、容易でない。

出所：NTTインターナショナル株式会社「民間活力導入をめぐる通信セクターへの政府責任に係わる調査」、1994、4-86-90

山本哲三、前掲書、1994、p.246

- | | | | |
|--------------|---|-------------------|---|
| a. オフテル | 対 | ブリティッシュ・テレコム (BT) | 基本サービス分野での競争の拡大 (公衆電話網への競争の導入)、プライスキャップ拡大 (国際電話料金の値下げ)、リバランシング (バスケット内の価格再調整) の抑制、補修サービスの改善等の問題 |
| b. オフガス | 対 | ブリティッシュ・ガス (BG) | 北海ガス市場の独占購入の解体、工業用ガス (自由契約市場) の差別価格の禁止、家庭用ガス料金の値下げ、コモン・キャリッジの推進 (パイプラインの第三者使用) 等の問題 |
| c. オフワット・NRA | 対 | (全国河川公社) 対 10水道会社 | 水道料金の抑制、メーター制の導入、EC指令とも絡む水質改善投資等をめぐる問題 |

(4) フランス

(ア) 行政国家と民活

フランスでは、日本や米国と事情が異なり、多くの公営企業が未だに存在している。同国では、まず1930年代の人民戦線時代に、そして第二次大戦直後のド・ゴール政権、さらに1980年代初めの社会党政権時に、大規模な国有化が実施された。フランスの公営企業は、銀行・金融会社・保険・鉄道・パリ地下鉄・電力・ガス、石炭の他に五つの産業グループがあり、ルノーやエールフランスも戦前から国営化されていた。^{註19} このように国家が大きな経済部門を所有するフランスは、行政国家とも呼ばれる。

しかし多数の公営企業が存在する一方で、フランスの公営企業はあたかも私企業のように行動し、民間の利益に奉仕するとの評価も得ている。これは政府が公営企業の自主性を認める事業契約や計画契約制度により、一定の経営目標と引き換えに、企業行動の自律性や自己決定を公営企業に許してきたことによるものとされる。またパリの水道事業や、高速道路の建設・維持・管理に民間が全面的に関わる、など民活を取り入れる傾向も一部に認められる。^{註20}

(イ) ミッテラン政権の方向転換

1981年に政権についた社会党のミッテランは、当初世界的な傾向に反し、さらに一層の国営化をすすめて、「大きな政府」を試みた（この結果、公的部門従業員数は全産業の15.8%にまで増加した。）。ミッテラン大統領の国営企業増加の試みは無残な失敗に終り、フランスの経済状況は大きく悪化した。

大統領は1983年に方向転換し、共産党との連合を解消して保守派との共存を選んだ。保守派の内閣のもとで経済は好転し、民営化路線がとられるようになった（86年7月2日法による民営化は65の企業を民営化の対象とした。）。

だが1988年、ミッテラン大統領が民営化を一時凍結し、クレソン首相が再開するなど、民営化の進展はスムーズでない。国営の郵便と電気通信事業の分離は、90年ようやく決まり、91年に組織の改革を実施した。^{註21} 今後は社会党が選挙で敗北し、保守派のシラク政権の下で民営化が加速される可能性は高い。

^{註19} フランスの公営企業は次の三種で、多分野に存在している。

(ア) 国有化法により設立された産業的・商業的公社

フランス電力、フランスガス、フランス石炭、地方石炭公社など

(イ) 国有会社

フランス銀行ほか四つの商業銀行、アルジェリア銀行、10保険会社

(ウ) 公私混合企業

国営ローヌ河会社、国営鉄道会社、国営航空機製作会社、エールフランス、大西洋汽船など

出所：赤澤昭三『経済政策と公企業』税務経理協会、1992、pp.34-35

^{註20} 新川達郎「フランスにおける民営化」【主要諸外国における民営化の動向とその効果に関する調査研究報告書】総務庁長官官房企画課、1990、p. 58

^{註21} 松原聡、前掲書、1991、pp.109-111

(5) ドイツ

(ア) 緩やかな民営化の動き

旧西ドイツでは、キリスト教民主党が1982年に政権につき、コール政権のもとで民営化が進められたが、80年代を通して、大きな前進はなかった。野党(ドイツ社会民主党)と労働組合が反対したためである。しかし、流れとしては自由市場を重視する方向に向かっている。²²²

民営化は連邦政府が、1984年の電力会社フェーバ (VEBA) の持ち株 (約14%) を民間に売却したことに始まる。この後85年「政府持ち株分の削減」の大蔵大臣案を閣議決定し、フォルクスワーゲン、VIAG (エレクトロニクス)、ドイツ住宅農業公庫 (DSL)、ルフトハンザ航空、ドイツ連邦鉄道の子会社などが民営化の対象となった。

旧東ドイツでは、1990年の統一後、急速に民営化が進められている。民営化のための信託公社を設立し、旧東ドイツのブンデス・テレコム、国鉄、ルフトハンザなどの民営化 (株式会社への転換を含む) が計画された。統一後のドイツでは、景気が後退し、民営化の政府株式の売却を以前より難しくしている。

(イ) 経済インフラストラクチャー

電力事業での所有形態は今も多様で、純粋な私企業、地方公営、州公営の企業もある。電力会社のVIGAとVEBAは完全に民営化され、連邦政府は電力・ガス産業の株式をほぼほとんど持たないが、州政府や地方自治体の中にはなお株式を持っているところもある。なお石炭産業では、ザーベルクヴェルクAGの株式の75%を政府が所有している。

郵電省の国営企業は、公社に経営形態を変え、郵便、郵便貯金、電気通信の三事業が分割 (完全な分割は96年以降の予定) されて、新組織が1990年に実質的にスタートした。これは事業の監督主体と運営主体を分離をするものであった。

郵電省の公社化は、旧西ドイツの基本法に、郵便電気通信事業の所管が連邦政府に帰属する (第87条) との規定があるため、完全な「独立法人化」ではない。したがって、三事業体は連邦特別財産にとどまっている。また電気通信分野への競争導入は、「公共の立場から現時点で独占的提供が必要であると考えられる場合には、電気通信主管庁の独占権を容認する」という政府の制約を受ける。²²³

航空事業で政府は、ルフトハンザの株所有比率を54.22%まで引き下げ、また2つの民間航空会社がルフトハンザと競合して定期航空サービスを始めることを認めた。²²⁴

ドイツの民営化は統一による経済混乱によって遅れたものの、民営化、民活導入が既にECの全体的な方向となっており、ゆっくりだが着実に進んで行くと思われる。

²²² 山本哲三 前掲書、1994、p.341

²²³ 松原聡 前掲書、1991、pp.111-113

²²⁴ OECD編「規制緩和と民営化」東洋経済新報社、1993、p.69 およびp.95

5-2. 開発途上国

途上国の中では、中南米諸国が最も急速にまた広範囲に民営化を実施している。これらの国はメキシコ、ペルー、チリ、アルゼンティンである。その結果として投資の増加、金融市場の強化などの成果が出ているが、インフラ・サービスの価格上昇も起きている。

アジアでは一部の例外を除き、ややゆっくりとしたペース民営化が進んでおり、その理由には比較的、公営企業の存在が少ないこと、また債務問題が他の地域ほど深刻でないことなどがある。一方アフリカでは非効率な公営企業の経済に占める割合は高いものの、民営化が進展していない。不十分な資本蓄積、魅力的な投資対象と成り得る公営企業の不足、より深刻な雇用問題などが障害となっている。また中東欧と旧ソビエト連邦では、民主化にともない市場経済移行のための民営化が実施されているが、一般に他の途上国より難しく時間がかかるプロセスになっている。

(1) アジア

民営化はアジアの国々にとって重要な問題ではあるが、ややゆっくりとしたペースで進められている。その理由として、アジアでは、一般に公営（国営）企業の存在は、中南米やアフリカに比べ小さかったこと、また債務問題が他の地域より深刻でなかったことが、あげられる。

アジアで民営化が実施されるようになった主な要因は、下記のとおりである。これらは、他の途上国と共通するが、相対的にアジアでは他の途上国ほど、状況の悪化した国が少なかったと言える。⁴²⁵

(ア) 民営化の要因

- a. 1970年代末には、台湾とシンガポールを除く、アジアのほとんどの国で、財政と国際収支の赤字が増加した。政府は公営企業を民営化することで、次のように対処しようとした。
 - ・民営化で赤字企業への補助金を減らし、政府の財政負担を減らす。
 - ・民営化で公営企業の持つ債務を民間債務にし、債務負担を軽減する。
 - ・外資が民営化企業に投資するため、外貨が流入し国際収支を改善する。
- b. 世界銀行と国際通貨基金が、民営化を含む公的部門の効率化を構造調整融資で途上国政府に要請した。しかし対外債務問題は、（フィリピンなどの例外を除いて）、他の地域に比べ深刻化した国が少ないため、国際機関の融資の条件として民営化が進められた例は、比較的少ない。

⁴²⁵ 木村陸男編「アジア諸国における民活政策の展開」アジア経済研究所、1992、p. 5-6

- c. 政治家や官僚の介入と労働者の強い圧力により、公営企業の経営効率は低下し、経済成長の停滞を招いた。
- d. アジアNIEs（新興工業圏）の経済成長の牽引力は、賃金コストの安い輸出指向型工業で、民間の競争力のある企業であった。また1978年に社会主義中国も対外経済開放に向った。このため、政府主導の経済統制から、民間部門重視の開発の方向に転じる国が増えた。

(イ) 4つのグループ

上記のような共通性があるものの、アジア地域は広く多様であるのでいくつかのグループに分けて状況を見る必要がある。アジアの民営化を、事情の異なる4つのグループに分けてみる。（なおここではブータン、カンボディア、ラオスのように非常に工業化の遅れた国を除いている。）

これらの4つのグループとは、NIEs、東南アジア、西南アジア、社会主義諸国であり、それぞれ地域の特徴と民営化を進めた主な国は次のとおりである。¹²²⁶

a. NIEs¹²²⁷

韓国、台湾、香港、シンガポールは、国際競争力ある工業部門を持つ。公営企業の多くは経営の非効率が悪化しているものの、他の途上国に比べると一般に経営は悪くない。

韓国政府は、1981年の「行政白書」でこれまでの政府主導型の開発体制から民間主導へ転換する意志を明らかにした。この方針の下で、83年までに4商業銀行を民営化し、88年に浦項製鉄所、89年に韓国電力公社の株式の一部を民間に売却した。

シンガポールには、多くの政府系企業が存在するが、その多くは経営効率が高く、企業業績が良い。しかし1986年に政府が設立した公共部門の投資払い下げに関する委員会（PSDC）は、その翌年に10年間にわたる政府機関・政府系企業の民営化計画を作成した。この計画に沿って、民営化は政府の持株を徐々に、証券市場で売る形で進行している。

¹²²⁶ The Industrial Development Review Unit of the United Nations Industrial Development Organization, "Private Sector Development and Privatization in Developing Countries: Trends Policies and Prospects", The United Nations Industrial Development Organization, 1994, pp. 33-48

¹²²⁷ 木村陸男、劉文浦「アジアNIEsの民営化政策」木村陸男編、前掲書、1992 pp. 43-72

b. 東南アジア

フィリピンを除いて、この地域は近年高い経済成長率を記録してきた。NIEs程ではないが、既に民間部門が経済で中心的な役割を果たしている。

マレーシアはアジアの国々の中で最も大規模な民営化を実施した国である。1985年から92年の間の民営化によって政府が得た売却益は、63億ドルに達する。民営化の方針は1983年のマハティール首相の官民の協力と民間部門強化を目的とした「マレーシア株式会社 (Malaysia Incorporated) 構想」に始まる。民営化は英国のサッチャー政権と米国のレーガン政権の規制緩和を手本として導入された。

民営化は1985年頃に本格化し、さらに90年になると加速して実施された。88年には英国の銀行にマスタープランの作成を依頼し、10年間の民営化の段階的・戦略的な実施計画を建てている。マレーシアでは政府の公営企業の持ち株売却だけでなく、経営委託、リース、BOTなど多様な方法が、使用されていることが注目される。

フィリピンの民営化は、1986年よりアキノ政権によって、世界銀行の構造調整融資の支援を受けて実施された。この方針は、92年に発足したラモス政権に受け継がれている。

政府は国営企業民営化のための民営化委員会 (COP) と政府の不良資産売却のための資産民営化トラスト (APT) を作り、90年に124社の民営化を発表した。APTは、91年までに300社を約15億ドルで売却した。しかし民営化は、旧マルコス政権関係者の不正取得資産の整理や資産評価の問題を含み、実施は必ずしもスムーズではない。

またインフラ整備に民間投資を導入するため、BOT方式を電力事業に導入し、電力不足の解消に成果をあげた。93年には道路・空港などの運輸部門へのBOT導入を認めている。

c. 西南アジア

アラブ諸国や、インド・イラン・ネパールなどの国々を含み、一般に国営部門が民間部門と同時に大きなウエイトを占める混合経済の地域。

インドでは戦後の独立から現在まで、主要産業とインフラ部門で国営企業が、民間企業とともに経済の中心的な役割を果たしている。

民営化は1991年インド政府が経済政策を自由化路線に転換したことに始まる。しかし93年までの実績は、30の国営企業の株式の一部 (20%まで) を国営の基金に売り渡したのみである。(例外は Maruti 自動車での日本企業の株式保有シェア50%への増加)

バングラデシュでは1970年代から早くも民営化が始まった。82年に政府は、大規模な民営化計画を実施し、1,076の小規模の国営企業を民営化した。民営化の第二期は、87年から89年で、政府は9つの国営企業の持株（49%）を売却した。民営化されたのはほとんど、工業関連の企業である。

パキスタンのシャリーフ政権は、1990年に発足すると積極的に民営化を進めた。政府は民営化委員会を91年に設置し、これに国営企業民営化の立案と実施をまかせた。

パキスタンでは70年代に多数の企業が国営化されて、経済が悪化した。これに対し世界銀行は構造調整融資を供与するとともに民営化を提言するが、80年代にはパキスタン政府は実施を先送りしていた。

シャリーフ政権は91～92年の間に、57件の民営化で3億6千万ドルの売却益を得た。民営化の方式は入札による一括の売却で、多くは国内の資本家に、また一部は従業員組合に売られた。93年以降、民営化の進展は低迷する。またシャリーフ首相自身も民営化の手続きの不透明さも要因の一つとなって解任されている。^{註28}

d. 社会主義諸国

中国、ヴェトナム、モンゴルからなる社会主義諸国で、市場経済に向っているが国営企業が経済の中心を占める地域。

中国は、1978年に改革・開放路線を始め、92年には社会主義市場経済体制をめざすことを公式に宣言し、93年にこれを憲法に加えた。

中国の国営企業は国家の財政収入の80%を占め、また経済の根幹である。しかし同時に、成長を続ける郷鎮企業と外資系企業に比べ、経営悪化が目立ち、財政赤字の主要因になっている。このため中国経済は近年目覚ましい成長を達成している一方で、政府財政は膨大な赤字を計上している。

国営企業改革は現在中国経済が抱える最も大きな課題である。これまで国営企業の経営改善の試みがなされてきたが、その成果はあまりあがっていない。現在は、国営企業の株式会社化の実験が一部で進められている。91年末までに3,220の株式会社が設立された。^{註29}

^{註28} 山中一郎「パキスタンにおける民営化政策」『アジア経済』XXXIV-12、アジア経済研究所、1993、pp. 65-88

^{註29} 丸川知雄「市場経済へ向かう中国の国有企業」『アジアトレンド』No64、アジア経済研究所、1993、pp. 2-17

朱心坤「中国企業の株式会社化の現状と展望」『アジア経済』XXXV-1、アジア経済研究所、1994、pp. 45-65

(2) 中南米

(ア) 多くの国での急速な民営化

中南米は、最も急速にまた広範囲に民営化を実施した国が多い地域である。民営化の多くは1980年代後半に始まったが、チリ、メキシコなどでは80年代の前半に始められた。中南米地域での民営化は、国レベルでは投資が増加し、また金融市場が強化されるという成果が出ている。また企業レベルでは、投資が増え生産は増加したものの、インフラ・サービスの価格の上昇も目だっている。^{註30} 民営化を推進した主な国の概況は以下のとおり。

a. チリ

チリの民営化は二期に分かれて実施された。最初の時期の1974～81年に、1970年代初めのアジェンデ社会主義政権下で国営化された325の企業を民間の所有者に返還した他、207の国営企業を民営化した。一期目の民営化は経済不況の深まりと同時に中断されたが、社会保障、教育、保健サービス、年金基金を含む二期目の民営化が1985から89年の間に実施された。

民営化の対象は鉄鋼・化学からインフラまで広範囲にわたり、1990年には計画された企業のほとんどすべての民営化を終えた。^{註31}

b. メキシコ

メキシコでは、1982年に悪化した債務危機の翌年に、国際通貨基金の提言する経済安定化政策の一環として民営化がすすめられた。92年までの途上国の民営化の中で、メキシコの民営化は最も大規模なものであった。

1980年代末には、国営電話会社や航空会社などの大企業が民営化され、90年代には、製造業（鉄鋼・肥料）、銀行の分野の大企業が民営化された。民営化の対象となった産業分野には、それまでの輸入代替産業化によって、政府自らが財・サービスの生産に携わってきた企業が多くふくまれる。民営化の結果としてそれらの再編が進み、かえって産業集中が進んでいる点も指摘されている。^{註32}

^{註30} The Industrial Development Review Unit of the United Nations Industrial Development Organization, 前掲書, 1994 pp.19-32

中南米地域での民営化を総合的に扱った邦文資料に次のものがある。

掘坂浩太郎「進むラテンアメリカの民営化 - 新しい産業アクターの登場」『ラテンアメリカ・レポート』Vol.9 No.1 アジア経済研究所、1992

岸本憲明「公企業と民営化」小池洋一、西島章次編『ラテンアメリカの経済』新評論、1993

^{註31} Hachette, Dominique, Lueders, Rolf and Tagle, Guillermo, "Five Cases of Privatization in Chile", ed. Sanchez, Manuel and Rossana Corona, *Privatization in Latin America* Inter-American Development Bank pp.42-45

^{註32} 星野妙子「メキシコの公企業民営化と民間部門の再編」『アジア経済』XXXV-10、アジア経済研究所、1994

c. アルゼンティン

アルゼンティンは、比較的遅れて1990年に民営化を開始したが、ペルーと同様に急速にまた徹底的に実施した国である。メネム大統領の下で電話公社（ENTEL）とアルゼンティン航空の大規模な民営化がスタートした。民営化は、国営石油会社（YPF）を含めたほとんどの公営企業におよび、軍部の統制下におかれていた製鉄、石油化学産業などの他に、電力、上下水道、港湾、高速道路など多くのインフラ事業も民営化された。

（イ）中南米地域の民営化の特徴

中南米地域では、一部の国を除き、ある程度の工業を持ち類似の経済状況の国が多い。このため民営化の進度に差はあるものの、次のような共通した特徴がみられる。

a. 民営化の手法

中進国では金融市場が、他の途上国より発達しているため、入札や競売によって民間の投資家に株式が売却される。なお大企業については、特定の投資家に直接交渉で株式の一部を売り、他の一部を政府が維持する場合も多い。同地域で深刻であった債務危機を反映して、政府は対外債務と国営企業の株式を交換する手段（debt-equity swaps）を民営化に利用することもある。

b. 多いインフラの民営化

インフラストラクチャーの民営化が多いのが、この地域の特徴でもある。また通信と航空の部門が、まず民営化される傾向がみられる。

（ウ）民営化の背景

民営化の傾向が類似していることは、同地域が共通した経済的な背景を持っていることによる。中南米地域には、民営化と関連して次のような共通の側面がある。

a. 類似の開発政策

1980年代初頭まで中南米地域では公営企業が多く存在し、またこれらの国内企業を保護する開発政策（輸入代替政策）が採用されていた。しかし一般に公営企業の生産性は低く、また経営状態も悪く政府の支援に頼っており、財政を圧迫していた。

b. 累積債務危機

コロンビア、チリを除き、ほとんどの国が、1982年のメキシコに続いて対外債務の返済に窮し、深刻な経済危機に陥った。このため中南米の多くの国の政府は、債務の繰り延べと同時に国際金融機関（国際通貨基金および世界銀行）による救済融資を受け、経済改革の実施を余儀なくされた。

[かこみ 6] 短期間で大規模な最近の民営化の事例；ペルー

ペルーは、途上国の中で最も急速かつ大規模に民営化を最近進めた国の一つである。1990年に発足したフジモリ政権の下、自由市場経済を強化するための構造改革が実施され、公企業の民営化もその一環であった。特に同政権による非常国家体制への移行(1992年4月)と新憲法の制定(1993年)以後に、きわめて短期間に急進的に行われているところに特徴がある。

フジモリ政権の民営化は、1960年代からの経済民族主義のもとで徐々に進められ定着していった経済構造を180度転換しようとする試みである。予定通りに進めば、この試みは国家の経済領域からの大幅な退却とも呼べるものであり、その広がりには道路建設や水道などの公益事業から年金などの社会保障に及ぶ内容を含んでいる。

こうしたフジモリ政権の変革は、これまでのペルーの国家と経済・社会の関係を根本的に変えるものである。ペルーでは、1968年に成立したペラスコ軍事政権より、国家主導型の経済構造が作られ、国家による経済への大幅な介入が正当化されていた。1990年には、国営企業の総数は186(内30は活動中止または解体中)にのぼっていた。これらの国営企業は、GDPの20%、貿易の27%を占め、20万人の雇用を擁していた。

ペルーだけでなく、ラテンアメリカにおいて、国家部門の拡大は、ナショナリストイックな開発の目標と社会公正の実現を目的として掲げて進められたが、現実的には政治的な支持者獲得のための雇用拡大の手段、既得権益の保護、腐敗の温床にもなりやすかった。ペルーの国営企業の経営効率は悪化し、80年代の10年間で国営企業による経常収入は25%(GDP比)から、同9%へと低下していた。

同国の行政立法757号(1991)は、それまで国家によって留保されていた独占の規制のうち安全保障に関係するものを除きすべて撤廃し、民間の参入を保障した。また758号(1991)では、資源開発の他、公営事業と考えられる道路などのインフラ、あるいは公共輸送、環境、厚生、教育、電信、街灯、娯楽施設などの公共施設・サービスについても、内外の民間資本に委託して参入を促すことを定めている。

出所：本項は富山国際大学の遅野井助教授の提供の資料をもとに作成

(3) アフリカ

(ア) 公営企業の状況

アフリカでは、公営企業が経済に占める割合は中南米やアジアより、はるかに高い。1980年代の初頭には、多くの国で雇用者（フォーマル・セクターの賃金雇用者）の20%以上は、公営企業に雇われていた。またガーナ、モザンビーク、ナイジェリア、タンザニアでは、300以上の公営企業が存在していた。²³³ これらの公営企業の効率は一般に低く、経営を維持するために政府の支援を必要とし、政府財政の重荷になっている。このため世界銀行が同地域の政府に対し、公営企業の民営化を強く提言している。

しかし、他方でアフリカでは民営化の前提となる民間資本の蓄積が不十分であること、（現地の金融市場は未発達だが、外国資本へのナショナリスティックな反感が強く多国籍企業による投資を歓迎しない傾向が根強い）、魅力的な投資対象と成り得る公営企業が少ないこと、雇用問題がより深刻で民営化にともなうリストラによる影響の懸念が大きいこと、などから民営化を進めにくい状況にある。

(イ) 民営化の特徴

a. 構造調整

アフリカの民営化の特徴の第一は、世界銀行の融資の条件として、開始されたことである。世界銀行は1970年代の末より構造調整融資を供与し、現在までに30カ国の国がアフリカ地域で構造調整を実施してきた。

b. 乏しい実績

アフリカ諸国の民営化は一般に戦略的に重要でない小規模の国営企業の民営化から始められたが、大企業の民営化はほとんど進展しなかったと言える。1992年から93年になりナイジェリアとガーナで石油や鉱業の分野などで、いくつかの大企業がようやく民営化されるようになった。²³⁴ アフリカの中で比較的民営化の進んだ国はベニン、ガーナ、ギニア、モザンビーク、ナイジェリア、セネガルの6カ国である。

c. 民営化の方法

これまで小企業の閉鎖・清算がアフリカの民営化の大部分を占めてきた。また金融市場が未発達であるので、公募による株式公開はナイジェリアやケニアでの一部の例外を除いて行われなかった。

²³³ World Bank, *Adjustment in Africa* Oxford University Press, 1994 pp.101-111

²³⁴ The Industrial Development Review Unit of the United Nations Industrial Development Organization, 前掲書、1994 pp.49-58

(4) 移行経済諸国

(ア) 民営化の難しさ

民主化にともない中東欧諸国と旧ソビエト連邦では、多くの国で急速な市場経済移行のために国営企業の民営化が実施されている。民営化が、世界銀行より供与された構造調整融資(SAL)の支援を受けて実施されたことは、他の途上国とも類似している。

移行経済諸国の民営化が中南米や東南アジアにおける民営化と異なるのは、一般に民営化がより難しく、時間がかかることである。民営化が難しい要因を以下のようにまとめる。²³⁵

- a. 移行経済諸国における民営化は他の地域と異なり、国内経済全体を民営化するという大規模な試みである。
- b. 社会主義時代から引き継いだ状況が、民営化企業への投資を困難にしている。これらの社会主義時代の主な”負”の遺産は、資本主義的なマインドの不足、旧式の生産設備、企業の不良債務などである。
- c. 投資資本が不足している。国内的には、民間資本が個人資産を除くとほとんど皆無で、国有企業の株式を購入すべき国内資本が不足している。また海外からの資本の流入も、先進国の民間銀行がリスクの大きい途上国向け融資に慎重となってきていることから不足している。²³⁶

(イ) 民営化の進展

移行経済諸国における民営化も、国によってその進展の程度にかなりのばらつきがみられる。中東欧諸国、旧ソビエト連邦のそれぞれの地域での市場経済への移行および(中・大企業の)民営化の進展の概要は以下のとおり。²³⁷ なお各国の状況については付属資料8.移行国の民営化の概況を参照。

a. 中東欧諸国

経済の市場経済の移行の程度を、GDPに占める民間部門の割合でみることができる。中東欧諸国のうちで1994年央の時点で、市場経済化が最も進んでいるのがチェコで、民間部門のGDPに占める割合は65%である。

²³⁵ 日塔貴昭「中東欧諸国の国営企業民営化の現状と課題」『海外投資研究所報』1994 7月号、日本輸出入銀行海外投資研究所、1994、pp.22-23

²³⁶ 1990年代に入り、先進国の民間銀行は、累積債務問題処理後のリスク管理の厳格化、国際決済銀行(BIS)の自己資本基準強化などにより、途上国への融資に慎重となり、特に中東欧向けの民間銀行融資は、ほとんどストップしている。また外国直接投資は、体制移行に伴う将来の不確実性などから、チェコ、ハンガリーを除いて伸び悩んでおり、東欧でも特にルーマニア、ブルガリアでは、国内の政治情勢の混乱から外資の誘致が遅れている。

²³⁷ European Bank for Reconstruction and Development, *Transition Report*, 1994, pp. 9-41

以下ハンガリー、ポーランド、スロバキアが55%、アルバニアが50%、ブルガリア、クロアチアが40%、ルーマニア、マケドニアが35%と続き、最も遅れているスロベニアは30%である。

チェコとスロバキアは、バウチャー（所有権証券）方式²³⁸により民営化を急速に進めた。一方民営化を早く始めたハンガリーとポーランドは、国内外の投資家への競売で売却する方式を取ったが、売却予定企業が必ずしも投資家には魅力的であったとは限らず、民営化の進捗はそれほどでない。

b. 旧ソビエト連邦

市場経済への移行の程度を、GDPに占める民間部門の割合で見ると、旧ソビエト連邦地域で1994年央の時点で、市場経済化が最も進んでいるのが、エストニア、ラトビアで、それぞれ55%である。

以下ロシア、リトアニアが50%、アルメニアが40%、ウクライナ、キルギスタンが30%、カザフスタン、ウズベキスタン、モルドバ、グルジア、アゼルバイジャンが20%と続く。

最も遅れたベラルーシ、トルクメニスタン、タジキスタンは、15%となっている。バルト諸国とロシアは急速な改革を実施しており、中央アジア諸国の市場経済への移行のペースは一般に比較的遅い。

(ウ) 移行経済諸国での民営化の方式

移行経済諸国では、市場経済化を徹底するため、国営企業の所有権の移転がすすめられている。民営化の方式として、直接売却方式、公募売却方式、マネジメント・バイアウト、バウチャーのすべてが実施されているが、国によってその割合は異なる。²³⁹

また他の先進国や途上国では少ない、マネジメント・バイアウトとバウチャー方式が比較的多いことが特徴である。一般に小企業の民営化は早く進んでいるものの、大企業の民営化が多く、多くの国で問題として残り、市場経済化の問題の焦点の一つになっている。

a. 直接売却方式および公募売却方式

直接売却方式（相対取引）または公募売却方式（オークション・入札）での株式売却は、売却収入が確保され、戦略的投資家による所有が企業改革につながるメリットがある。しかし実際には、国営企業の持っている債務の存在や、国内の資本家不足から売却が進まない場合が、これまで多かった。²⁴⁰

²³⁸ バウチャー方式

国民に国営企業株式と引き換えられるバウチャーを無償もしくは株価に比べて非常に安価に配布・売却する、中東欧諸国に独特な民営化の方法。

このバウチャーは民営化企業の株式または、それへの投資ファンドの株式に転換することができる。

²³⁹ 日塔貴昭、前掲書、1994 pp.24-26

²⁴⁰ 移行経済諸国では、株式市場が未発達なので、株式市場での株公開は難しい。しかし最近では、ポーランド、チェコ、ハンガリーが、株式公開による民営化を開始している。

なお直接売却方式では、政府と民間の買い手の間の直接交渉（相対取引）で売却するので取引の透明性が低いと、非民主的な印象を与える。

b. マネジメント・バイアウト（MBO）

企業内部の経営者自身が買い取るマネジメント・バイアウト（Management Buy Out）は、買収にかかる費用の小さい小企業では、スピーディーな方法である。しかし透明性が低く、内部者に有利な条件（例えば企業価値の過小見積もり）で売却され、政府の売却収入が少なくなる恐れがある。また外部からの経営の監視が少なくなるデメリットもある。

企業を従業員が買い取る場合はEBO（Employee Buy Out）とよばれ、EBOの場合には、企業のリストラ（特に雇用調整）が行いにくくなる恐れがある。^{註41}

c. バウチャー

大衆民営化（無償もしくは譲渡的な条件での、国民への企業の所有権の移転または売却による民営化）といわれる方式で、バウチャー（voucher）が代表的な形態として使われる。ハンガリーを除く中東欧諸国のほとんどで採用されている。

民営化を迅速に進める利点もあるが、（1）政府の民営化収入が少なくなる、（2）企業リストラが民営化後の課題として残る、（3）所有権が分散してしまい株式による企業監督が有効に機能しない、などが問題として挙げられる。^{註42}

^{註41} MBO, EBOは小企業の民営化で、ポーランド、ルーマニア、ブルガリアで多用されている。

^{註42} 株式による企業監督強化の策として、バウチャーをまず民営化投資ファンドの株式に転換して、これらのファンドを通じた間接的な株式所有とすることで、所有権の集中を図り、企業を監督する工夫が最近、行われている。

付属資料

付属資料1 民営化関連用語の解説

役務提供契約 (service contract)

一定の期間にわたり、事業の特定の運営または維持管理の役務の遂行に対し、規定の報酬を支払うことを定めた、民間企業等との取決め。

黄金株 (golden share)

通常の株式より優越的な特権を行使できる株式で、原則として政府が民営化した企業への影響力を維持・強化するために保有する。黄金株は英国で民営化を進める過程で考案された。特別株 (special share)、優先株、特別優先株ともよばれる。

管理契約 (management contract)

民間の請負人が、公営企業の経営及び維持管理の全領域にわたる責任を引受ける取決め。請負人には、日常の経営決定に関する権限が与える。経営委託契約ともいう。役務提供契約よりも、広い責任が委託される。経営報酬の一部は、提供された役務を基準にして、あるいは達成された業績を基準にして定められることが多い。

規模の経済 (economies of scale)

生産規模の増大に伴い、生産の単位コストが持続的に減少する生産技術での特性のこと。(規模の拡大に伴い、収穫は逡増し費用は逡減する。)大規模な設備を必要とする通信などの経済インフラストラクチャーは、規模の経済性を持つとされ、公営企業や独占企業の存在を正当化する説明に用いられる傾向がある。なおコスト減少には、規模だけでなく”密度”や”サービスの範囲”が関係することもある。¹¹⁾

公営企業 (public enterprise または parastatal)

生産活動に従事している組織体で、その所有権及び支配権の過半数を国家が保有しているもの。「国有企業」または「準国家機関」と呼ぶ場合もある。

公益事業 (public utilities)

公衆の日常生活に欠くことのできない事業のことを公益事業という。消費者の日常生活に密接な事業で、資本や技術上の理由から、地域的、全国的な独占的な性格が強い事業が一般に公益事業とよばれている。しかしその範囲は必ずしも明確ではない。

なお公益事業であるか否かは事業内容のことを指し、私企業・公企業等の企業の形態を問題にしていない。日本では下記の事業が公益事業に分類されている。(労働関

¹¹⁾ * 密度の経済性 (economies of density)

電話設備の付設のように人口密度が高いと費用が減少する場合など、密度とコストの関連をいう。密度の経済性の大きい事業は、高密度の地域での低コストを求める企業活動によって、地域格差が拡大する可能性もある。

* 範囲の経済性 (economies of scope)

異なった製品(サービス)を多くの企業が別々に生産するより、1社がまとめて生産した方が費用が減少する場合などのように、サービスの数とコストとの関連性のこと。複数の異なるサービスを1社に提供させた方が費用が安くなる時、範囲の経済性があるという。例えば電話事業では、市内通話と市外通話のサービスを1社がまとめて提供した方がコストが安上がりか否かという議論がある。また電力事業では、発電・送電・配電を1社が行うべきか、分割して別々の企業が運営する方がよいかという問題で、範囲の経済性が話題になる。

係調整法第8条)

- (1) 運輸事業
- (2) 郵便、電信または電話の事業
- (3) 水道、電気またはガス供給の事業
- (4) 医療または公衆衛生の事業

公共財 (public goods)

物理的な特性で民間部門が市場をとおして供給できないため、政府が供給している財・サービスのこと。国防、灯台などが公共財の例としてあげられる。また教育、医療なども準公共財とされる。

公共財の厳密な定義は容易でなく、私的財との対比で用いられるのが一般的な用法。各人が使用しても他の人の使用できる量が減少したり、対価を支払わない人の使用が排除される可能性が少ない性質（非排他性と非競合性）を持つ財を公共財の定義とすることが多い。

公共事業 (public works)

公共的な利用を目的とする諸施設の建設事業を、通常公共事業とよんでいる。公共事業と公益事業は、ほぼ同義的に用いられている。

公共投資 (public investment)

政府部門がおこなう投資のこと。（民間が事業主体である投資は民間投資という）公共投資は、国の一般会計・地方の普通会計などが非収益的事業として行なう行政投資と公社などの公的企業が収益的事業として行なう産業投資に区分される。

公社 (public corporation)

公企業の一形態の法人公企業のことであるが、日本では狭く解釈し、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社だけを公社（または公共企業体）と呼んでいた。（公共企業体等労働関係法）

コンセッション (concession)

民間の契約当事者が公的機関の資産を相当の期間にわたり賃借してサービスを提供し、かつ期間中における指定された新規固定資本投資の資金調達に責任を負う取決め。これらの新規資産は、その後契約の終了時に公共セクターに復帰する。

参入可能性 (contestability)

ある市場に新規に参入することのできる可能性。参入可能性を判定する鍵となる基準は、市場参入コストが(例えば、資産の売却などの手段を通じて)回収可能であるかどうかである。

自然独占 (natural monopoly)

単一の企業によって遂行される場合に最も効率が良い経済活動のこと。¹²² 自然独

¹²² 規模の経済性があることが、自然独占を認める大きな理由とされている。なお最近では、一つの財やサービスを市場全体の需要量を単一の企業が生産する時の費用が、いくつかの企業が分割して生産する時の費用より小さいという性質（劣加法性）をより正確な自然独占の条件として考えるようになってきている。

占は、独占（または寡占）的な企業活動を正当化する理由として用いらてきた。また独占的な企業には市場メカニズムが機能しにくいいため、規制や公営が必要と考えられてきた。

上下分離

民営化にともなう事業の垂直分割の方式のひとつ。インフラストラクチャー事業に一層の企業採算原則を取り入れるために、上（営業）と下（建設・維持）とに分け、営業部分を民間企業にまかせ、建設・維持部分は公的部門が責任を持つ方式。特に鉄道分野で採り入れられ始めている。

シンガポールの都市鉄道（MRT）は、上下分離方式で運営されており、建設を担当した公営企業は運営をリース契約で別企業に委託し、良好な業績を維持している。

垂直分割（vertical division）

企業を異なる事業に分けて分割することを垂直分割とよぶ。

民営化を実施する際に、競争を導入し効率的な企業経営が可能になるよう企業を分割することがある。電気通信の分野では、地域電話サービス、長距離電話、移動式のそれぞれを異なる企業が運営するのが垂直分割の例である。また電力の分野での発電、配電、送電の分割は、事業者間の競争（特に発電）を可能にする手段として、途上国でも実施されている例がある。

水平分割（horizontal division）

民営化にともない事業を地域別に市場分割する場合がある。同種の事業を地域で分けることを水平分割とよぶ。日本の国鉄のJR各社への分離はその例である。また日本の電力各社が、全国を地域別に分け担当しているのも水平分割の例である。

内部相互補助（cross subsidization）

ある事業で生じた収益を他の事業にまわすこと。複数の事業部門を有する企業が、ある部門における黒字を以て他の部門の赤字を補填することを内部相互補助という。収益性のある長距離電話事業で得た利益を、地方の電話網の開設資金に使用するの、その例である。

インフラ部門では、収益の高い事業の利益を、利益の低い事業の運営に利用することで、バランスの取れた発展が可能になることがあり、内部相互補助が正当化される場合がある。内部相互補助は、クロスサブシディ（cross subsidy）ともよばれる。

パフォーマンス契約（performance agreement）

政府と公益事業体または政府部局の経営責任者との間の交渉により結ばれる合意で、明示的な商業目標（例えばコスト回収の程度など）を定めているのが通例である。非商業的な目標（例えば、貧困地区向けのサービスの拡大など）が定められる場合もある。パフォーマンス契約の主な目的は、公的事業体の目標を明瞭化することにより、政府と経営者双方の責任体制を強化することである。

法人化（corporatization）

国の所有する事業体または機関を会社法の適用対象となる法人に組織変更すること。これには、例えば取締役会その他の機関を通じて担われる経営責任と所有権との正式の分離が含まれる。

民活

民間活力の略。

ヤードスティック競争 (yardstick competition)

別の地域の同業他社の業績と比較する規制の方法。地域独占などで競争の導入が難しい業種で用いられる。鉄道やバスなどの地域の独占的企業のうち経営成果の良くない企業が、経営成果の良い企業に追いつくように相互に競争させることで、優良企業のコストやサービスの質を基準尺度(yardstick)として他の企業に追いつくよう指示・規制すること。

日本の電力会社は、それぞれの電力会社相互間でヤードスティック競争をしている。また海外では水道事業の民営化にも、ヤードスティック競争を取り入れる試みが行われている。ヤードスティック競争は、他社との直接競争や代替品の生産者との競争が機能しにくい場合に使われる。

ユニバーサル・サービス (universal service)

すべての人が、どこに住んでいても、合理的な(安い)料金で、基本的なサービスが受けられること。郵便や電話事業に固有の概念。「あまねく原則」とよばれることもある。郵便サービスは「あまねく、公平に提供する」ことが郵便法第1条で定められている。人口の密集した都市部のみでなく、地方でも同一料金でサービスが受けられるのはこのためである。

民営化によってユニバーサル・サービスの提供が難しくなるのではという懸念が出されているが、電話事業を含め他のインフラ事業に、ユニバーサル・サービスの原則を当てはめて運営すべきか否かは、経営効率への悪影響の問題から議論が別れるところである。

リース契約 (leasing)

民間の当事者(リーサー)が公的機関と契約して、施設を一定の期間にわたり賃貸して運営する権利(及び特定のサービスを供給することから得られる収入に対する権利)を得る取決め。施設の所有権は公的機関にとどまる。コンセッションの場合とは異なり、リーサーは固定資産投資を行う責任を負わない。リース契約は、「サービス・コンセッション」と呼ばれることもある。

料金上限 (プライスキャップ) 規制 (price caps)

価格上昇率に上限を設け、企業はその上限以下で価格を決められる料金の規制方式。例えば、小売価格が5%上昇する場合には、電話料金は平均で2%以上値上げさせないという形で規制する。

価格上昇率の上限の設定には小売物価指数等の価格指数が利用される。料金上昇率の上限は、企業の提供する財・サービスの群(バスケット)の加重平均の上昇率に対して適用され、定期的に規制当局が見直しをする。小売物価指数(RPI)から、予測された供給者の生産性上昇率(X)を引いた差が、企業の利潤増となるので、企業の一層の生産性向上を促す(RPI-X)。1984年、英国のプリティッシュ・テレコム为民営化に際し初めて使われた。

料金のリバランシング (rate rebalancing)

コストに合わせて、公共事業等の中での各種の料金の値上げ、または値下げを行う料金の再調整。規制緩和と同時に、料金の見直しの要求が企業から出されることが、増えている。

BOT (build-operate-transfer)

コンセッション契約の一形態で、通常は完全な新規プロジェクトの場合に使われる。典型的なBOT方式では、契約の一方の当事者である民間企業(またはコンソーシアム)が、自ら資金調達して施設を建設し、その施設を指定された一定期間にわたって運営・維持管理を行ない、その後、政府または他の公的機関に引渡す。BOOT(build-own-operate-transfer)はBOTの別称である。

BOT方式は発電所、通信施設、高速道路など多様なインフラ建設に用いられており、「公共事業コンセッション」と呼ばれることもある。

用語の解説の出典：

- 植草益、林敏彦、堀内照義編著「講座・公的規制と産業 1. 電力」NTT出版、1993
- 奥野正寛、篠原総一、金本良嗣編「交通政策の経済学」日本経済新聞社、1989
- 世界銀行「世界開発報告 1994 開発とインフラストラクチャー」世界銀行、1994
- 高橋泰蔵、増田四郎編集「体系経済学辞典第6版」東洋経済新報社、1984
- 野村宗訓「民営化政策と市場経済—イギリスにおける競争促進と政府介入—」税務経理協会、1992
- 林紘一郎、田川義博「ユニバーサル・サービス」中央公論社、1994
- 林敏彦編「講座・公的規制と産業 3電気通信」NTT出版、1994

付属資料2 多様な所有と運営の形態の下でのパフォーマンス決定要因
(世界銀行開発報告による市場原理をより機能させるための改善)

A: 公的所有と公営

- (1) 政府の所有者、規制者、運営者としての役割が明確に区分されていること。
- (2) 政府が管理の詳細事項に干渉しないこと。
- (3) 公営企業が一般的な商業法規、一般的な会計基準・監査基準に従って(民間企業と「同じリングで」)営業すること。
- (4) コスト回収を達成するよう適切な料金(価格)が設定され、企業が厳格な予算のもとに置かれること。
- (5) 公共サービスの義務(もし該当する場合)に明確な目標が設定され、政府からの移転でその費用が支払われること。
- (6) マネージャーの選任は専門的な資格条件に基づき、適切な報酬が支払われること。
- (7) ユーザーからのフィードバックを得るための適切なメカニズムが導入されること。
- (8) それぞれ独立する諸活動と諸機能が、個別に民間の参入に門戸を開放すること(例えばサービス契約により)。
- (9) 必要に応じ民間企業の経営技術が導入されること(例えば管理契約により)。
- (10) 所有と経営が民間セクターと共有されること(例えば少数株主として)。

B: 公的所有と民営

- (1) 契約法の基本的な法律枠組みが確実な施行メカニズムとともに導入されること。
- (2) 業績目標、所有者と運営者の責任、定期的レビューのプロセス(特に投入コストにおける予想外の変動を検討するため)、紛争解決のメカニズム、業績悪化の責任が、監視可能な形で契約書に明確に規定されること。
- (3) 契約の選定のプロセスが透明であり、できれば競争入札により発注されること。

C: 民間所有と民営

- (1) 競争的なサブセクターの適切な再構築が実行されること。
- (2) 民間の参入に対する實際上、法律上の障壁が除去されること(例えば信用、外国為替に対するアクセス)。
- (3) 競争規律が不十分な場合には公益保護のため、また該当する場合はネットワーク施設への民間参入者のアクセスを保証するため、規制が導入されること。

出所：世界銀行「世界開発報告 1994 開発とインフラストラクチャー」世界銀行、p. 116
なお世界銀行は、インフラ運営のオプションとして上記の他、C: コミュニティーとユーザーによる供給をあげている。

付属資料3 新国民経済計算（SNA）による定義

民間企業と公的企業との区分

企業の所有と支配が公的機関によるか民間によるかで分類する。

株式の全部ないし大多数を所有するか、あるいは他の形で資本参加したり、持分の全部ないし大部分を保有している場合は、当該企業の所有者とみてよい。

誰れが企業の支配者であるかを決定する基準は、所有の場合よりもっと複雑である。企業の経営の主要な局面(政策、管理、運用)の決定に効果的に関与するには色々な方法がある。例えば、理事会のメンバーの大部分ないし専務理事の選出、スタッフの派遣、政策の指示、詳細な業務方法の指定によって支配するという目的は果たされる。

政府が企業を支配する方法には多くの形態があるので支配方法を列挙し、それにより、あらゆる全ての場合について支配者が誰かを明確化するのは難しい。公的機関が支配しているか否かを決定するにあたって重要なことは、その企業の経営の重要な全局面に効果的に影響を与えているか否かである。一般的な行政権の行使により単に影響を与えている場合は支配とはいえない。

新国民経済計算の体系

—国際連合の新しい国際基準—

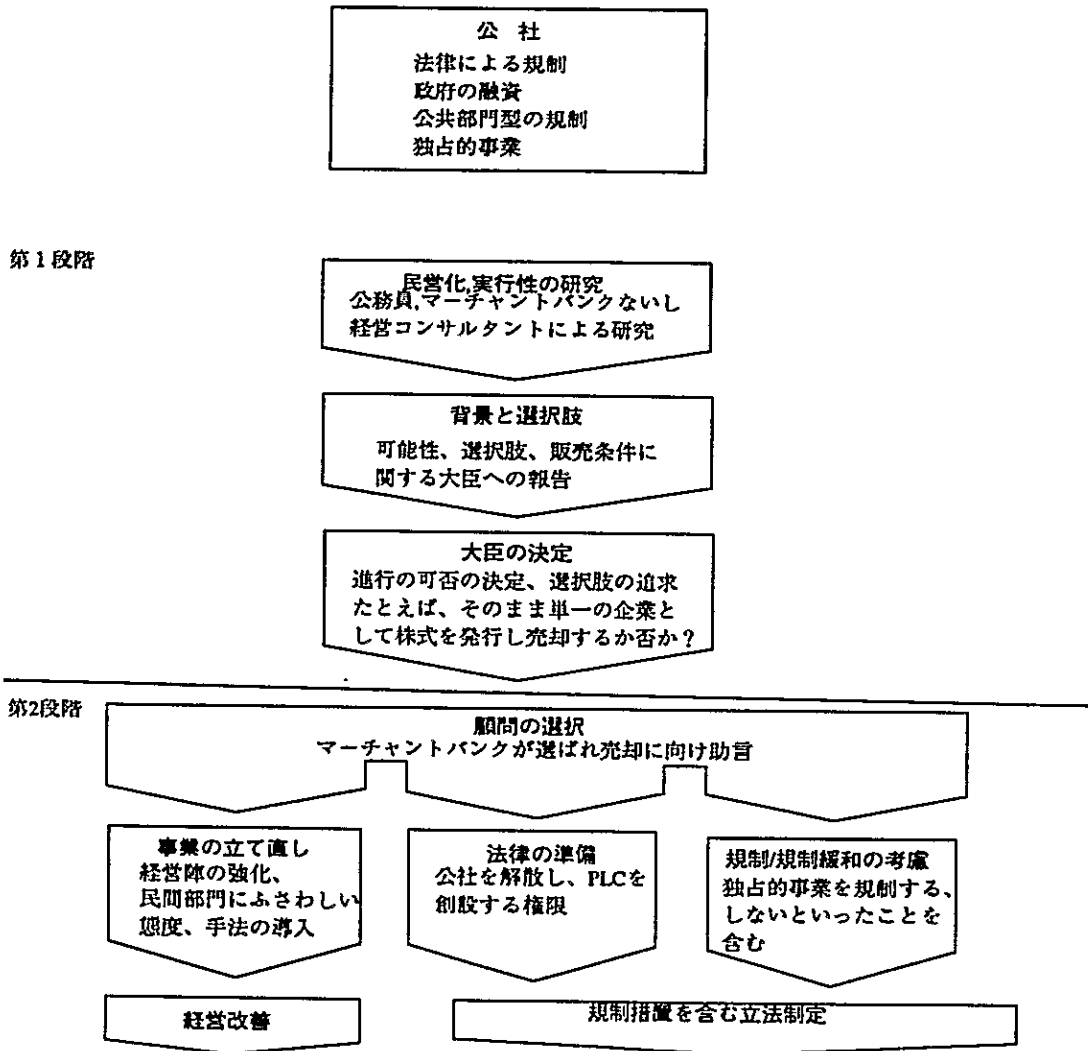
p.130 5.55 文頭略

昭和49年3月

経済企画庁経済研究所

国民所得部

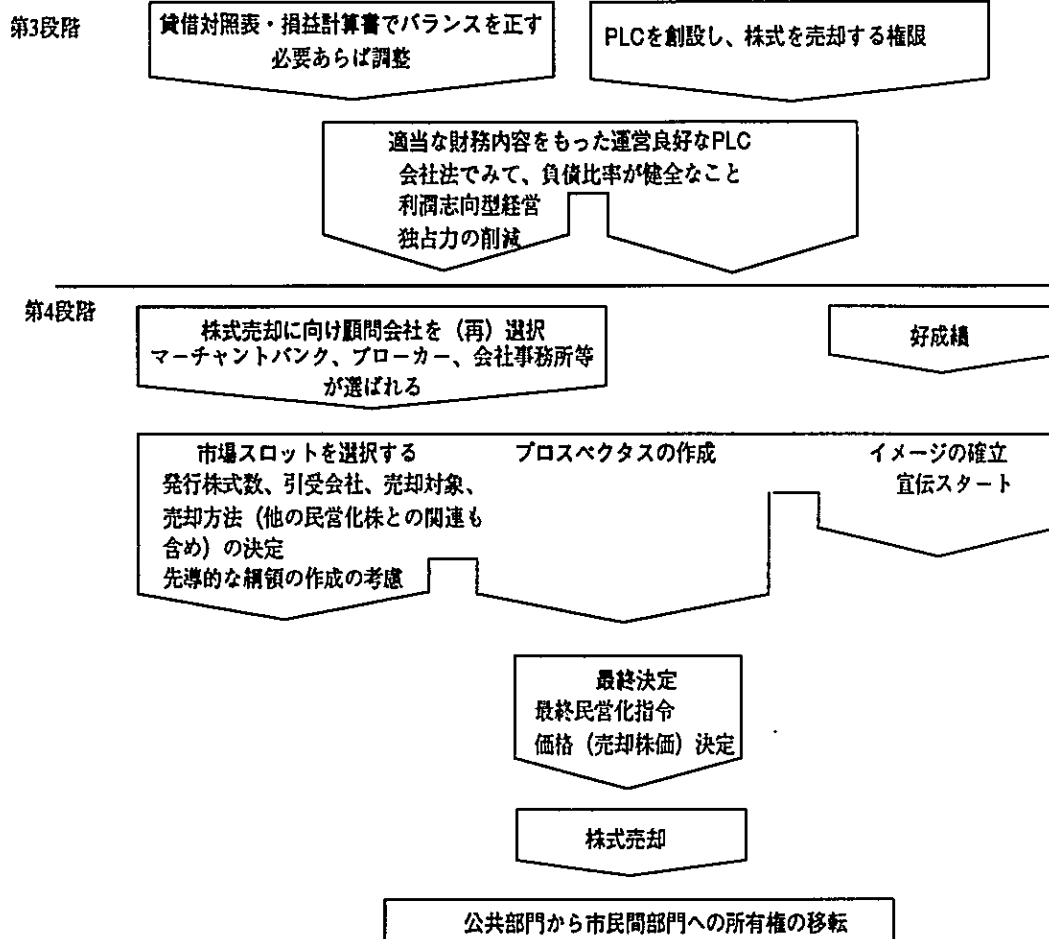
付属資料4 英国における民営化の一方法（株式を新たに発行し売却する方法）



<次頁に続く>

用語の解説：マーチャントバンク - ここでは株式売却の顧問の働きをする銀行。英国で発達した証券発行の引受けと貿易手形の引受けを業務とする金融会社のこと。
 PLC - 会社、公開会社 (Public Limited Company) の略。英国式の用語で、株式を一般に公開している上場会社のこと。

<前頁からの続き>



用語の解説：市場スロットを選択 -- 市場での株式売却のための具体的な方法を選択すること。
 プロスペクタス -- 有価証券の公募の際に一般投資家に提供される文書(目論見書)
 事業・財務状態・発行証券の内容などを説明するもの。

出所：HM Treasury, in K. Wiltshire, *Privatisation, the British experience*, Longman Cheshire, 1987 in
 山本哲三『市場か政府かー21世紀の資本主義への展望』日本経済評論社、1994、pp.24-25

付属資料5 市場性の高さと言営化の難易度

民営化のしやすさを事業の市場性の高さにとらえるならば、経済的な観点から民営化の難易度を検討できる。下記のように世界銀行はその指標として a. ~ e. の五つを用いて測っている。^{註1}

- a. 競争の可能性：

電話網・灌漑網・鉄道網など大規模なネットワーク設備を必要とする事業では、競争の導入は比較的困難だが、都市の廃棄物回収、長距離バスのサービスなどでは、競争導入はより容易である。
- b. 財・サービスの性格／私的財か公共財か：

電話・灌漑用水などの消費は私的であるが、道路はより公共財として使われ、各人が使用しても他の人の使用できる量が減少する可能性が少い。また高速道路などを除いて、道路は一般に料金を支払わない人の使用を排除しにくい。
- c. 利用料金によるコスト回収の可能性：

一般に通信・電力・ガス・上水道などは、利用料金を徴収することは比較的容易だが、道路の回収などの料金徴収はより難しい。
- d. 公共サービスの公平性：

富める者により有利で、貧困層に不利となっているか否かでサービスの特性を考慮する。地域バスは比較的に公平性が多く、空港はより少ないと考えられる。
- e. 環境への影響(外部性)：

環境問題など外部性の高い事業とそうでない事業にわけて考える。火力発電・道路・上下水道・灌漑などはより外部性が高く、通信・送電などは比較的に低い。

表9 市場性の高さと言営化の難易度

	民営化しやすい (市場性が高い)	民営化しにくい (市場性が低い)
競争の可能性	高い <----->	低い
財・サービスの性格	私的財 <----->	公共財
利用料金によるコスト回収の可能性	高い <----->	低い
公共サービスの公平性	少ない <----->	多い
環境等への影響〔外部性〕	低い <----->	高い

^{註1} 世界銀行「世界開発報告 1994 開発とインフラストラクチャー」世界銀行、1994、pp. 118-120 をもとに表を作成。

付属資料6 BOTの仕組み

(オーストラリアのテルストラ社の事例)^註

1. 建設 (Build)

先進国の電気通信企業などが、BOTを受け入れる発展途上国の政府や通信企業に、BOTによる開発戦略を提案する。発展途上国側がこれを受け入れて契約をすれば、先進国の電気通信企業（図の中のキャリア）は、衛星地球局、地上通信網、国際関門局などを建設する。

資金はBOTを受け入れ国内で調達する場合もあるが、開発途上国の資金不足から海外の銀行・国際機関から借りる場合が多い。（次ページのテルストラ社の例では、資金を海外から調達している。）次ページの概念図は、人・物・金の国際的な流れを示している。

2. 運用 (Operate)

BOTによって建設された通信網の運用によって国際間の料金決済を、BOT受け入れ国が受け取りになるように料金設定する。BOT受け入れ側はこれにより一定の収益を受け取り、この受け取り収益の一部を国内通信網整備の資金にまわし、自助的発展を図ることができる。

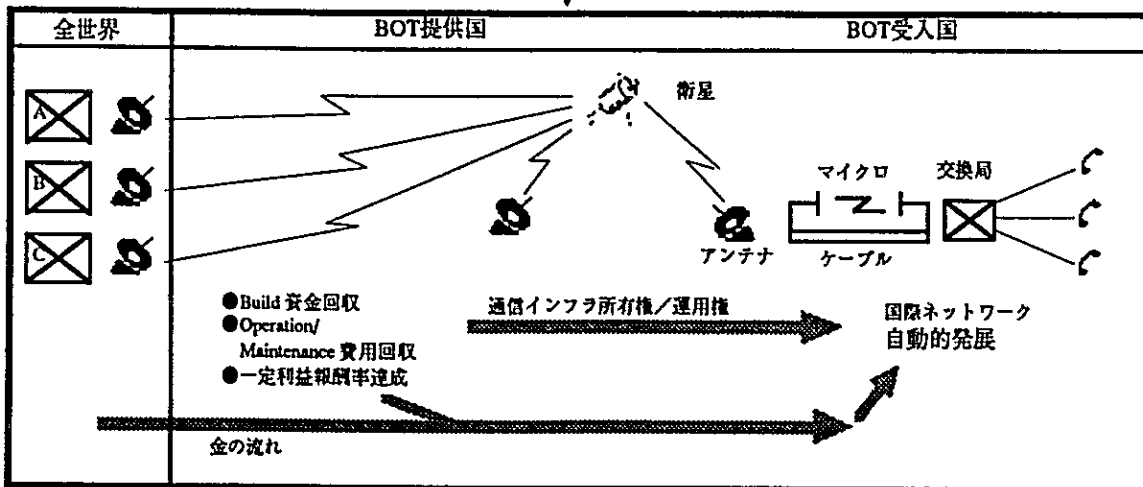
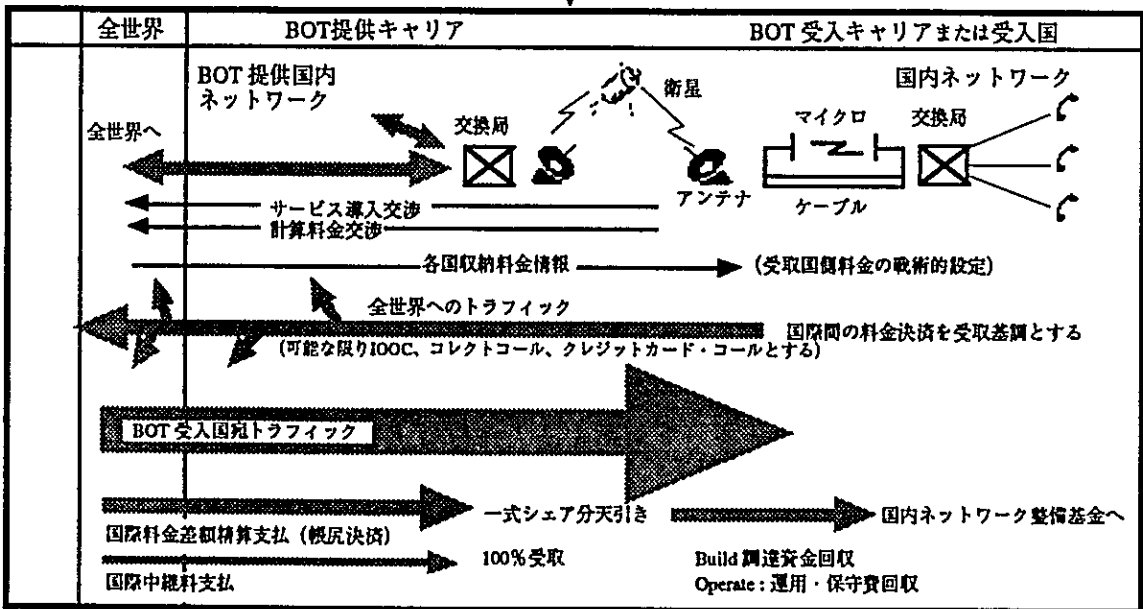
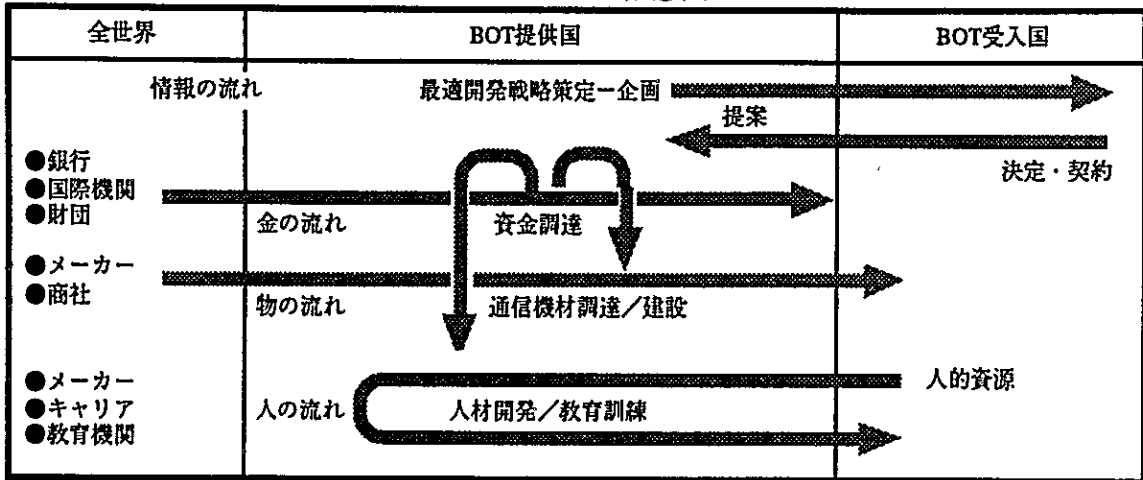
BOT提供側は、BOTを受け入れ側の得る収益の一部（一定シェア分）を天引きし、天引きした額で建設資金と運用費用を回収するとともに、利潤を上げる。

3. 譲渡 (Transfer)

建設設資金と運用コストを回収し、利潤を上げたのち、建設した通信インフラをBOT受け入れ側に譲渡する。建設した施設の所有権と運用権が、BOT受け入れ側のものとなる。なおこの例では投資した資金を国際清算の収益から全て回収する予定になっているが、BOT受け入れ側の発展状況や資金繰りによって、資金の回収方法にはさまざまなバリエーションがある。

^註 出所：伊藤英一「電気通信ビジネスとグローバル化」林敏彦編「電気通信」NTT出版、1994、p.244、次ページの図も同書 p.245 のKDD総研調査部による。

図4 BOTの概念図



付属資料7 主要国の電気通信事情と運営形態

	国名	監督官庁/管理機関	運営形態	主な運営体	加入数 mil	普及率 %
北米	米	国務省・商務省・FCC	民間会社	複数民間企業	130.10	51.49
	カナダ	通信省 カナダ放送電気通信委員会	民間・公営	ベル・カナダ他	15.80	58.57
欧州諸国	英	通商産業省・電気通信庁	民間会社	BTマーキュリー	25.60	44.61
	仏	郵電省・規制総局	公社	フランステレコム	29.08	50.97
	独	郵電省	公社	DBP Telekom	29.98	47.53
	デンマーク	通信省 郵電総局 電気通信規制局	民間会社	KTAS, JTAS, テレコム・デンマーク他	2.90	57.71
	スウェーデン	運輸通信省	公社	スウェーデン・テレコム	5.90	68.84
	ノルウェー	運輸通信省	公社	ノルウェー・テレコム	2.20	51.60
	フィンランド	運輸通信省	公社	テレコム・フィンランド ヘルシンキ電話会社他	2.70	54.04
	スイス	運輸通信エネルギー省	政府直営	郵電総局	4.00	60.11
	ギリシャ	運輸通信省郵電局	公社	ギリシャ電気通信公社	4.19	41.65
	イタリア	郵電省	特殊会社	イタリア電話会社(SIP) IRITEL	23.00	40.44
	スペイン	公共事業運輸省	民間会社	テレフォニカ	13.00	33.99
	ポルトガル	公共事業運輸通信省	公社 特殊会社	テレコム・ポルトガル リスボン・ポルトガル 電話会社	2.70	25.46
	オランダ	運輸公共事業省	特殊会社	PTT Nederland NV	7.20	47.64
	ベルギー	通信省	公社	ベルガコム	4.00	41.63
	アイルランド	通信省	公社	テレコム・アイルランド	1.00	29.26
	ポーランド	郵電省	特殊会社	ポーランド・テレコム	3.50	9.32
	ハンガリー	運輸通信水利省 郵便電気通信委員会	特殊会社	HTC(ハンガリー電気通信会社)	1.13	10.92
	チェコ	経済省	公社	SPT Praha	2.46	15.82
	スロバキア	運輸郵電公共事業省	公社	SPT Bratislava	(チェコスロバキアのデータ)	
	ルーマニア	通信省	政府直営	郵電総局	2.40	10.54
オセアニア	オーストラリア	運輸通信省 オーストラリア電気通信 委員会	特殊会社 民間会社	テルストラ オプタス通信会社	8.05	46.40
	ニュージーランド	商務省	民間会社	テレコムニュージーランド テレコム国際通信会社	1.49	44.17
	日本	郵政省	特殊会社	NTT他	56.21	45.10
NIES	台湾	交通部	政府直営	交通部電信総局	6.94	33.70
	韓国	通信部	特殊会社	韓国テレコム	14.83	34.28

	国名	監督官庁／管理機関	運営形態	主な運営体	加入数 mil	普及率 %
N I E S	シンガポール	通信情報・電気通信省	特殊会社	シンガポールテレコム	1.09	39.34
	香港	郵政庁	民間会社	香港テレコム・香港電話会社	2.59	45.15
東 南 ア ジ ア 諸 国	マレーシア	エネルギー郵電省・JTM	特殊会社	テレコムマレーシア	1.82	9.91
	タイ	運輸通信省・郵電総局	公社	タイ電話公社 タイ通信公社	1.55	2.73
	インドネシア	観光郵電省・郵電総局	特殊会社	PT Telkom PT INDOSAT	1.28	0.68
	フィリピン	運輸通信省・NTC	民間・政府	PLDT他	0.65	1.03
	ヴェトナム	運輸通信省	政府直営	郵電総局	0.12	0.19
	カンボディア	交通郵電省	政府直営	郵電庁	0.01	0.06
そ の 他 の ア ジ ア 諸 国	中国	郵電部	政府直営	電信総局	8.45	0.73
	インド	通信省	政府・公社	通信庁MTNL VSNL	5.07	0.60
	パキスタン	通信省	特殊会社	パキスタン電気通信会社	1.12	0.97
	スリランカ	郵電省	公社	スリランカテレコム	0.13	0.73
	バングラデシュ	郵電省	政府直営	バングラデシュ電電総局	0.25	0.21
中 南 米 諸 国	メキシコ	運輸通信省	民間会社	TELMEX	5.84	6.65
	ヴェネズエラ	運輸通信省電気通信総局	民間会社	ヴェネズエラ電話会社 (CANTV)	1.49	7.58
	チリ	運輸通信省電気通信総局	民間会社	ENTEL CTC	1.30	8.0
	アルゼンティン	経済公共事業省電気通信 局・電気通信委員会	民間会社	Telefonica de Argentina Telecom Argentina	4.60	11.00
	ブラジル	通信省	公社	ブラジル電気通信公社 州際通信公社 地域電話会社	11.50	7.50
	コロンビア	通信省	公社	電気通信公社 地域電話会社	2.63	7.83
	ペルー	運輸通信省電気通信総局	公社 特殊会社	電気通信公社 ペルー電話会社	0.59	2.70
	パナマ	内務司法省	公社	電気通信公社	0.23	9.29
	ホンデュラス	通信公共事業運輸省	公社	ホンデュラス電気通信公社	0.096	1.92
	エクアドル	共和国大統領府直轄	公社	エクアドル電気通信公社	0.49	4.61
	ウルグアイ	国防省 電気通信総局 無線電気事業管理局	公社	電気通信公社	0.42 (90)	14.06 (90)
	グアテマラ	通信公共事業省	公社	グアテマラ電気通信公社	0.19 (90)	2.09 (90)
	ニカラグア	郵電省	公社	ニカラグア郵電公社	0.05	1.25
	ジャマイカ	公共事業運輸エネルギー省	特殊会社	ジャマイカ電話会社	0.10	4.22
ボリビア	運輸通信省 電気通信局	公社	電気通信公社	0.18	2.43	

注：数値は1991年のもの 出所：辻一人「通信セクターへの政府の役割」『開発援助研究』Vol. 1, No. 1, 1994、海外経済協力基金、1994、pp.9-10

付属資料 8 移行国の民営化の概況

1. 中東欧諸国

中央ヨーロッパ地域

チェコ共和国

チェコスロバキア時代の1992年に始まり1993年の半ばまでに、1,900の企業が民営化された（この内988のチェコ企業がバウチャー方式で大衆民営化され、合計850万の株主が誕生）。1993年にチェコ共和国になってからは、2,000のチェコ企業が、1994年までに民営化される予定（この民営化でも861の企業がバウチャー方式で大衆民営化される）。

スロバキア共和国

国有資産の売却はチェコスロバキア時代の1992年に始まり1993年の半ばまでに、750のスロバキア企業が民営化された。このうち503企業の株式がバウチャー方式で大衆民営化され、850万の株主が、チェコおよびスロバキア共和国に誕生した。

民営化の第二波は、1994年開始した514のスロバキア企業を対象とするものである。この民営化では、およそ3分の1の株式がバウチャー方式で国民に分配される予定。

ポーランド

1990年の民営化法では、清算、売却、リース、リストラ、大衆民営化を含む様々な民営化方式が認められている。1993年の末時点では、8,772の国有企業の12%が民営化された。また国民投資基金法（1993）では、600の企業が大衆民営化計画の対象になっており、同計画は1994年末に開始される予定である。従来からの一般投資家向けの競売も継続されている。

ハンガリー

大企業の民営化はゆっくりとではあるが、着実に実施されている。1990年に国有資産庁（State Property Agency）が所有していた2,000の企業の内、1994年半ばまでには167企業が完全に民間の所有権に移り、167企業では政府の所有権は少数派となった。また400以上の企業は清算された。

1993年より、経済インフラストラクチャー・銀行の民営化が本格化しており、93年電話会社（Matav）の株式の30%を売却したのに続き、1994年には電力会社（MVM）、石油会社（MOL）、銀行の民営化が進められる予定である。

ルーマニア

約6300社の国営企業の民営化は、1992年に設立された国家所有基金(SOF)が70%、5社設立された民間所有基金(POF)が30%という割合で各企業の株式を保有し、国家所有基金の保有分については内外の投資家に売却、民間所有基金の保有分については、バウチ

ャー方式によって国民へ所有権が移転される予定となった。

1992年に企業の所有権を認めるバウチャーが全国のすべての成人に配布され、520の小企業が1994年4月までに民営化された。しかし大企業の民営化はあまり進んでいない。今後はより高額なバウチャーが国民に配布され民営化が進められる予定。

ブルガリア

大企業の民営化の進展は遅かったが、そのスピードは加速する見通し。民営化法（1992年）および国営企業民営化計画（1993年）に基づき、1994年6月までに16大企業のうちの 하나가民営化された。870の中規模国有企業のうち17が民営化された。1993年に議会によって承認されたバウチャー方式の大衆民営化が340の企業に対して実施される予定。

アルバニア

小規模企業の民営化が進んでいる一方で、大企業の民営化の進展はしていない。1992年末に大企業に分類されていた企業の多くは従業員を削減し、従業員300人以下の中規模企業になっている。

旧ユーゴスラビア地域

クロアチア

旧ユーゴスラビアの"社会的所有"の制度から、クロアチアには有る種の企業の自己管理の伝統が存在する。社会資本企業の改革に関する法（1991）は民営化基金（Privatization Fund）を用いて、ほとんどすべての"社会所有"の企業を株式会社に転換することを決めた。自律的に民営化を希望した2,887の企業のうち半数以上が民営化された。政府は民営化の促進を優先的にすすめている。

スロベニア

大企業の民営化は遅れているが、1995年の末までには実施に移される見込み。2,500以上の"社会的所有"の企業が、1992年制定の法によって民営化されることになっている。1994年末までに、政府からみて受け入れ可能な民営化計画を提出できなかった"社会的所有"の企業は、民営化庁の管理に移される。このためバウチャーによる大衆民営化の方式が開始され、すべての国民が所有権証（ownership certificates）を国から与えられた。

マケドニア

社会資本企業改革庁が、1995年末までに約400の大企業の民営化の申請を受け付ける予定。民営化案を自ら申請しない企業に対しては、社会資本企業改革庁がその企業の民営化またはリストラを実施する。

この他、社会資本企業改革庁は既に25の企業については、直ちに民営化するよう指示をくだしており、また40の企業もその検討の対象となっている。しかし、公益事業および運輸関係を含む58企業は、これらの民営化計画から当分の間除かれる。

2. 旧ソビエト連邦諸国

東ヨーロッパ地域

ロシア連邦

1992年に始まった民営化小切手（バウチャー）方式による国営企業の民営化の第一段階は、1994年6月に終了した。この第一段階では、ロシア市民一億五千万人に額面価格一万ルーブルの民営化小切手が無償配布された。1994年7月までに、全国の工業労働者の70%以上を占める15,000の中・大企業の主にバウチャーによる民営化が行われた。

1994年7月の大統領令（民営化の第二段階）では、今後はバウチャーを用いないで、投資家を対象とした現金による民営化の方式を主に用いる見通し。

ウクライナ

資産および国有企業の民営化に関する法が、1992年に制定されたが、大企業の民営化についてほとんど進展がなかった。1994年9月にIMFと、民営化を含めた経済改革政策に基本的に合意された。

ベラルーシ

国有企業の民営化は、1991年に旧ソ連の法の下で開始された。この法に基づき1991～92年の間に、272の企業(従業員数およそ60,000人)が民間企業にリースされた。

独立後、しばらく政府は改革を先延ばしにし、1993年になってIMFと経済の構造改革を進展させることで合意した。しかし改革の進展は、はかばかしくない。同年、国有資産民営化法および民営化バウチャー法が実施され、この新しい法律の下で300の企業がその年の末までに民営化された。1997年までには国有資産の3分の2が民有化される予定であり、その内の半分は国民一般へのバウチャーで分配される。バウチャー方式による民営化計画は、1994年7月に開始された。

モルドバ

1993年の民営化計画では、主に国民へのバウチャーの配布による、2年間に1600の企業(国の資産の40～45%に相当)の民営化を予定している。この計画には、民営化及び国家資産省の管理下にある124の中・大規模企業が含まれる。

農産物加工業の企業の株式は、50%を供給者に、20%を従業員に、30%を民営化及び国家資産省に分配される見通し。公益事業、科学研究機関、食品加工業の大企業を含む国営企業の一部は国有に留まることが決っている。

バルト地域

エストニア

大企業の民営化は、独立直後のスローペースから、進展する傾向を見せている。1992年には民営化の効率的な実施を狙って、民営化庁が設立された。また政府は民営化促進

のための民営化法(1993)を施行した。バウチャー方式の他、国際入札による国営企業民営化も実施されている。6回の国際入札が予定されており、現在まで各回40～56の大企業が競売にかけられている。政府は、1995年末までに大企業の民営化を終えたいとしている。

ラトビア

民営化は、この国の他の部門の改革に比較して遅れている。1994年4月の時点では、民営化が予定されていた698の企業のうち85の企業が民営化されたにすぎない。民営化のための法律制度の準備は不完全ではあるが、1994年に新たな民営化法が制定され、民営化庁と国家資産基金が創られた。チェコの民営化の方式を参考に、民営化投資基金が設立される見通し。なお政府は、1996年末までに国有資産の75%を民有化することを公約している。

リトアニア

民営化は1991年の国有資産の初期民営化法（1993年改訂）に基づいて実施されている。1993年末までに、民営化を予定された2,203の国有企業のうち1,915が民営化された（国営企業全体の数は5,500）。これまでに小企業の大部分と中・大企業の60%が民営化された。

コーカサス地域

アゼルバイジャン

1994年4月より実施された政府の計画では中規模企業(従業員50～300人)の民営化を1996～98年の間に実施、大規模企業の民営化を1998年より実施する予定。

アルメニア

民営化のための法（1992年8月採択、1993年11月修正）により、少なくとも5つの大企業が民営化された。政府は新たに導入した民営化計画により、大規模および中規模の製造業の企業の株式の一部を国民に分配する予定。

グルジア

国有資産民営化法(1991)が採択され、政府はバウチャーによる900の中・大企業の民営化を計画している。現在まで3企業が民営化されたにすぎない。

中央アジア地域

ウズベキスタン

非国有化及び民営化に関する大統領令(1994)が、国有資産の民営化についてのガイドラインを設定している。1994年には、約4,000の中・大企業の民営化が民営化の対象と発表されている。1994年3月に最初の競売が行われ、同年末までには国有企業全体の4分の1が民営化される予定。

カザフスタン

全国民営化計画1993-95 (The National Privatization Program 1993-95) は、民間の投資資金への競売による中・大企業の株式の売却による大衆民営化をうち出している。カザフスタン国民は国から点数のついたバウチャーを受取り、それを民間投資資金の運営にゆだねることになっている。しかし民営化に対する政府の目標（非農業分野の中・大企業の資産の30%）は、1994年半ばまでには達成されていない。大企業の民営化も1993年に始まったが、民営化の方式についてはケース・バイ・ケースで進めていく予定。

キルギスタン

民営化の一般的な方法では、株式をその労働者に分配するが、国が大きな株式の割合を保持している。バウチャーを競売にかける方式は取らず、競争的な入札が実施されたのは、民営化された資産の1.4%にすぎない。

1993年の末に、政府は民営化進展の速度を著しく早めた。1994年の1月までには4,450の国有企業(全企業の固定資本の33%)が民営化された。1994年1月に出された民営化に関する新しい方針では、中企業(従業員100~1,000人)および大企業(従業員1,000人以上)は、民営化される前にまず株式会社化される。また、今後の一般的な方針としては株式の70%を現金による競争入札、25%を個人またはその他の投資基金へのバウチャーによる競売に付され、5%は労働者の持ち株分として保持される。

タジキスタン

1991年、資産の非国有化・民営化のための法が制定され、1,276の企業を対象に民営化を開始(民営化計画1991-92)したが、不安定な政治のため中止された。1994年半ばまでに、全国の1,304の中・大企業のうち152が民営化された。民営化計画1993-95では新たに79の企業が民営化の対象に加えられた。

トルクメニスタン

独立以来、政府は漸進的改革を標榜してきており、民営化は未だ計画の段階にある。国有の大企業を民営化するための実質的な措置は、1994年半ばまでには何もとられていない。

出所： European Bank for Reconstruction and Development, *Transition Report*, 1994

日塔資昭「中東欧諸国の国营企業民営化の現状と課題」『海外投資研究所報』1994年7月号、

日本輸出入銀行海外投資研究所、1994

参考文献

- 赤澤昭三「経済政策と公企業」税務経理協会、1992
- 植草益、林敏彦、堀内照義編著「講座・公的規制と産業 電力」NTT出版、1993
- 奥野正寛、篠原総一、金本良嗣編「交通政策の経済学」日本経済新聞社、1989
- 海外経済協力基金「世界銀行の構造調整アプローチの問題点について」『基金調査季報』No. 73, 海外経済協力基金、1991
- 『海外経済協力基金 年次報告書』海外経済協力基金、1993、1994
- 貝塚啓明、石弘光、野口悠紀雄、宮島洋、本間正明編「変貌する公共部門」有斐閣、1990
- 金本良嗣、山内弘隆編「講座・公的規制と産業 交通」NTT出版、1995
- 岸本憲明「公企業と民営化」小池洋一、西島章次編「ラテンアメリカの経済」新評論、1993
- 木村陸男編「アジア諸国における民営化の展開」アジア経済研究所、1992
- 行政管理センター編「主要諸外国における民営化の動向とその効果に関する調査研究報告書」総務庁長官官房企画課、1990
- 国際協力事業団、国際協力総合研修所「開発途上国都市廃棄物管理の改善手法」国際協力事業団、1993
- アルゼンティン事務所「アルゼンティンの民営化と規制制度/平成5年度在外事務所プロジェクト形成調査」、1993
- 佐中忠司「英国における民営化の諸問題」公益事業学会編「現代公益事業の規制と競争」電力新報社、1989
- 清水義汎編「交通政策と公共性」日本評論社、1992
- 朱心坤「中国企業の株式会社化の現状と展望」『アジア経済』XXXV-1、アジア経済研究所、1994
- 鈴木靖男「電気通信」『フィリピン国別援助研究会（第2次）資料（現状分析）』国際協力事業団、1994
- スティグリッツ、J. E. 「公共経済学」マクグロウヒル、1989
- 世界銀行「世界開発報告 1991 開発の課題」世界銀行、1991
- 「世界開発報告 1994 開発とインフラストラクチャー」世界銀行、1994
- 辻一人「通信セクターへの政府の役割」『開発援助研究』Vol. 1, No. 1, 1994, 海外経済協力基金、1994
- 「政策金融支援のあり方についての提言」『開発援助研究』Vol. 1, No. 2, 1994, 海外経済協力基金 1994
- 土井正幸「発展途上国交通経済論」勁草書房、1995
- 南部鶴彦「民営化の経済分析」貝塚啓明、石弘光、野口悠紀雄、宮島洋、本間正明編「変貌する公共部門」有斐閣、1990
- 日塔貴昭「中東欧諸国の国営企業民営化の現状と課題」『海外投資研究所報』日本輸出入銀行、1994年7月号、1994
- 日本輸出入銀行、海外投資研究所「欧州復興開発銀行（EBRD）の1993年度活動状況」『海外投資研究所報1994年8月号』日本輸出入銀行、1994
- 「業務報告書」日本輸出入銀行、1994、1995
- 野村宗剛「民営化政策と市場経済—イギリスにおける競争促進と政府介入—」税務経理協会、1992
- 林紘一郎、田川義博「ユニバーサル・サービス」、中央公論社、1994
- 林敏彦編「公益事業と規制緩和」東洋経済新報社、1990
- 「講座・公的規制と産業 電気通信」NTT出版、1994
- 星野妙子「メキシコの公企業民営化と民間部門の再編」『アジア経済』XXXV-10、アジア経済研究所、1994
- 掘坂浩太郎「進むラテンアメリカの民営化 - 新しい産業アクターの登場」『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 9 No. 1 アジア経済研究所、1992
- 松原聡「民営化と規制緩和 転換期の公共政策」日本評論社、1991
- 丸川知雄「市場経済へ向かう中国の国有企業」『アジアトレンド』No. 64、アジア経済研究所、1993
- 山中一郎「パキスタンにおける民営化政策」『アジア経済』XXXIV-12、アジア経済研究所、1993
- 山本哲三「市場か政府か—21世紀の資本主義への展望」日本経済評論社、1994
- NTTインターナショナル株式会社「民間活力導入をめぐる通信セクターへの政府責任に係わる調査」、1994
- OECD編「規制緩和と民営化」東洋経済新報社、1993

- Asian Development Bank, *Building for Development; Infrastructure in the Asia-Pacific Region*, Asian Development Bank, 1994
- European Bank for Reconstruction and Development, *Transition Report*, EBRD, 1994
- Ernst & Young, *Privatization ;Investing in State-Owned Enterprises Around the World*, John Wiley & Sons, Inc. 1994
- Galal, Ahmed and Shirley, Mary ed., *Does Privatization Deliver?*, World Bank, 1994
- Kikeri, Sunita, Nellis, John and Shirley, Mary, *Privatization The Lessons of Experience*, World Bank, 1992
- Sanchez, Manuel and Corona, Rossana, *Privatization in Latin America*, Inter-American Development Bank, 1993
- Saunders, Robert J., Warford, Jeremy, J., Wellenius, Bjorn, *Telecommunications and Economic Development*, The Johns Hopkins University Press, 1994
- United Nations Industrial Development Organization, *Private Sector Development and Privatization in Developing Countries: Trends Policies and Prospects*, UNDP, 1994
- van de Walle, N., "Privatization in Developing Countries: a Review of the Issues" *World Development*, Vol.17, No.5, Pergamon Press, 1989
- Williamson, John, "What Washington Means by Policy Reform" Williamson J. ed., *Latin American Adjustment*, Institute for International Economics, 1990
- World Bank, *Water Resources Management*, World Bank Policy Paper, World Bank, 1993
- World Bank, *Adjustment in Africa*, Oxford University Press, 1994
- World Bank, the Operations Evaluation Department, *World Bank Assistance to Privatization in Developing Countries*, World Bank, 1994

JICA



LIB